

令和6年度  
「ごみ屋敷」に関する調査報告書

令和7年3月  
環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課

## 目次

はじめに～本調査について～ .....	1
1. ごみ屋敷事案の認知件数と、そのうち改善した事案の件数及び理由 .....	2
2. ごみ屋敷事案の主な認知方法 .....	4
3. ごみ屋敷事案に対して行っている対応 .....	5
4. サポートを実施した担当部署及びサポートの内容 .....	8
5. ごみ屋敷事案に対応することを目的とした条例等の制定状況 .....	10
6. 条例等において居住宅と空き家のどちらを対象としているか .....	12
7. 条例等における起因要素 .....	13
8. 条例等におけるごみ屋敷の定義 .....	14
9. 条例等の適用対象になるかを判断する上で重視している点 .....	15
10. 条例等に規定された行政機関による措置の内容 .....	16
11. 条例等に規定された罰則規定の有無 .....	18
12. 行政機関による措置の適用件数 .....	19
13. ごみ屋敷事案の改善にあたっての課題 .....	20
14. 条例等を制定する上で工夫した点、条例等を改正した理由 .....	21
15. 条例等の制定にあたっての課題 .....	22
16. 条例等の制定を予定していない理由 .....	23
17. 高齢者ごみ出し支援制度について、ごみ屋敷居住者を対象としている事例 .....	25
18. 堆積物の状況を確認し、堆積物の撤去指導・支援に繋げている事例 .....	26
19. ごみ屋敷問題についての意見 .....	27
(参考)「ごみ屋敷」事案に対応することを目的とした条例等一覧 .....	29
(参考) ごみ屋敷に関する廃棄物該当性の判断事例 .....	34

## はじめに～本調査について～

### (1) 調査目的

建築物（現に居住の用に供されているものに限る。）及びその敷地又は集合住宅における戸別専有部分若しくはベランダや共有部分に、物品が堆積又は放置されることに起因して、悪臭、ねずみ・害虫の発生、火災や地震時のごみの崩落のおそれ、ごみのはみ出しによる通行上の支障、家屋の倒壊など周辺住民や居住者本人の生活環境が損なわれているいわゆる「ごみ屋敷」の事案については、条例等の制定や指導、支援を行うなど、各自治体が生活環境の保全や公衆衛生を害するおそれのある状況に対応している。

また、令和6年8月に総務省行政評価局による「『ごみ屋敷』対策に関する調査」の結果<sup>1</sup>が公表されたところであり、今後関係省庁（環境省、厚生労働省、総務省（消防庁）及び国土交通省）が連携し、市区町村に対し、課題解消に資する取組事例・情報や活用可能な居住者への支援方策等をパッケージとして示すことが求められているところである。

本調査は、各市区町村における対応事例等の更なる把握を目的として、下記のとおり実施したものである。

### (2) 調査対象

全国 1,741 市区町村

### (3) 調査方法

各都道府県の協力の下、同都道府県管内の全ての市区町村に対してアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめた。

### (4) 調査時点

令和6年11月末時点

### (5) 回答状況

回答市区町村数：1,741（回答率100%）

---

<sup>1</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01hyoka02\\_02000044.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01hyoka02_02000044.html)

### 1. ごみ屋敷事案の認知件数と、そのうち改善した事案の件数及び理由

令和2年度から令和6年度の直近5年度の期間で、ごみ屋敷事案を認知している旨回答した市区町村は672と、全体の約38.6%であった（図1）。また、認知している事案のうち改善した事案の割合を都道府県単位で見ると次ページ表1で示すとおりである。

なお、事案が改善した理由としては、「原因者への助言・指導等」、「原因者の転居・死亡等」、「関係部署・関係機関の連携による包括的支援」、「地域の方や原因者の親族による清掃」、「収集運搬許可業者を紹介した」等の回答があった。

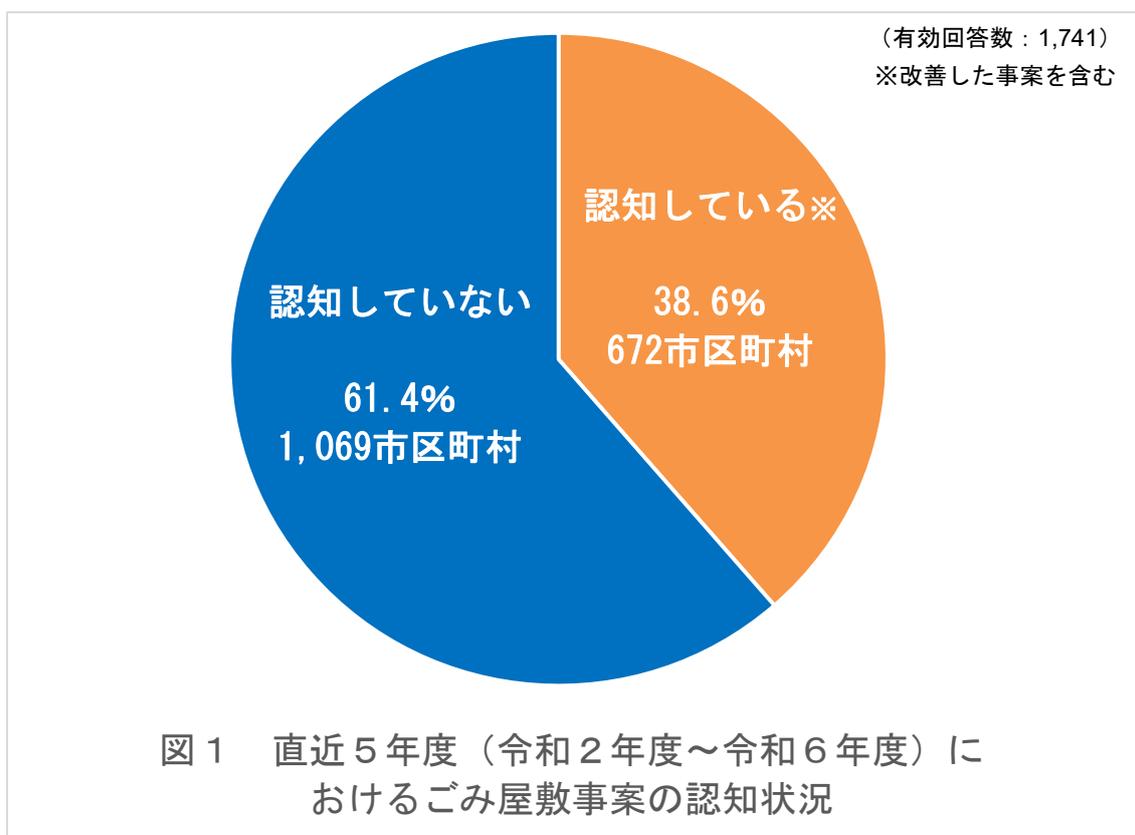
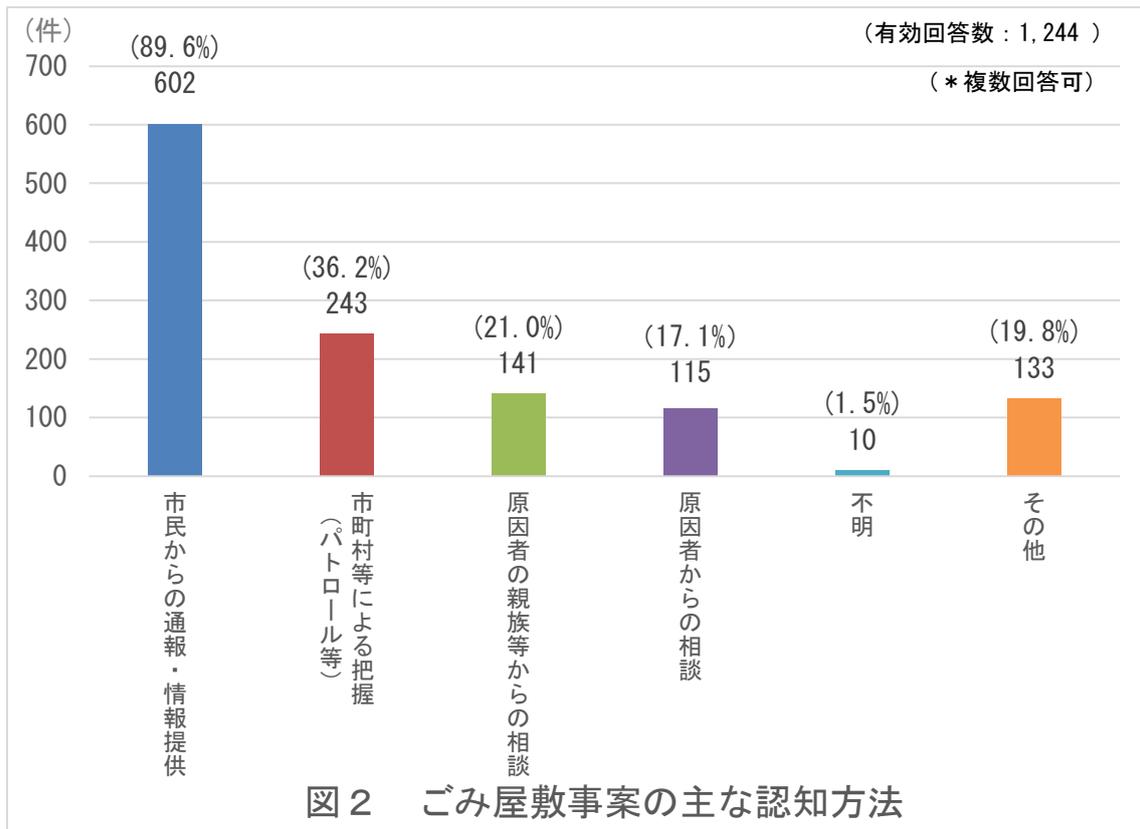


表1 都道府県別事案改善状況（令和2年度～令和6年度）

都道府県名	認知件数	認知件数のうち、改善件数	現在認知している事案の件数	改善割合
北海道	248	68	180	27.4%
青森県	26	6	20	23.1%
岩手県	172	83	89	48.3%
宮城県	43	7	36	16.3%
秋田県	18	2	16	11.1%
山形県	104	43	61	41.3%
福島県	65	17	48	26.2%
茨城県	164	50	114	30.5%
栃木県	107	31	76	29.0%
群馬県	23	2	21	8.7%
埼玉県	217	64	153	29.5%
千葉県	327	79	248	24.2%
東京都	508	248	260	48.8%
神奈川県	311	180	131	57.9%
新潟県	80	11	69	13.8%
富山県	28	7	21	25.0%
石川県	24	11	13	45.8%
福井県	7	0	7	0.0%
山梨県	29	8	21	27.6%
長野県	177	46	131	26.0%
岐阜県	47	19	28	40.4%
静岡県	166	66	100	39.8%
愛知県	578	387	191	67.0%
三重県	224	55	169	24.6%
滋賀県	30	7	23	23.3%
京都府	118	71	47	60.2%
大阪府	237	98	139	41.4%
兵庫県	262	134	128	51.1%
奈良県	21	1	20	4.8%
和歌山県	39	10	29	25.6%
鳥取県	200	70	130	35.0%
島根県	6	2	4	33.3%
岡山県	72	17	55	23.6%
広島県	138	98	40	71.0%
山口県	11	5	6	45.5%
徳島県	6	2	4	33.3%
香川県	46	3	43	6.5%
愛媛県	84	9	75	10.7%
高知県	540	221	319	40.9%
福岡県	114	32	82	28.1%
佐賀県	49	19	30	38.8%
長崎県	43	34	9	79.1%
熊本県	61	12	49	19.7%
大分県	84	31	53	36.9%
宮崎県	44	17	27	38.6%
鹿児島県	75	29	46	38.7%
沖縄県	81	25	56	30.9%
合計	6,054	2,437	3,617	40.3%

## 2. ごみ屋敷事案の主な認知方法

ごみ屋敷事案の主な認知方法として、最も多かったものは「市民からの通報・情報提供」、次いで「市町村等による把握（パトロール等）」、「原因者の親族等からの相談」であった（図2）。「その他」としては、「福祉部署からの相談」、「空家対策担当部署からの情報提供」、「警察、消防等関係機関からの情報提供」、「不動産所有者、管理会社等からの相談」、「民生委員からの相談」、「地域包括支援センターやケアマネジャーからの相談」等の回答がみられた。



（注）ごみ屋敷事案を認知している市区町村数（672）を100%とした。

### 3. ごみ屋敷事案に対して行っている対応

ごみ屋敷事案に対して行っている対応として、最も多かったものは「現地確認」、次いで「原因者に対する直接指導・助言」、「関係部署と連携したサポート」であった。「その他」としては、「高齢者・障害者向けの戸別収集サービスの紹介」、「管理会社等への報告・相談」等の回答があった（図3）。

また、「関係部署と連携したサポート」と回答した市区町村のうち、関係部署と情報共有や対応方針の検討に当たっての既存の会議体やマニュアル等については、最も多かったものは「定めていない」、次いで「重層事業<sup>1</sup>の支援会議を活用して定めている」、「独自のガイドラインを策定して対応体制を定めている」であった。「その他」としては、「サービス担当者会議（介護保険法）」、「要保護児童対策地域協議会（児童福祉法）」、「支援調整会議（生活困窮者自立支援法）」、「地域ケア個別会議」、「庁内連絡会議」等の回答があった（図4）。

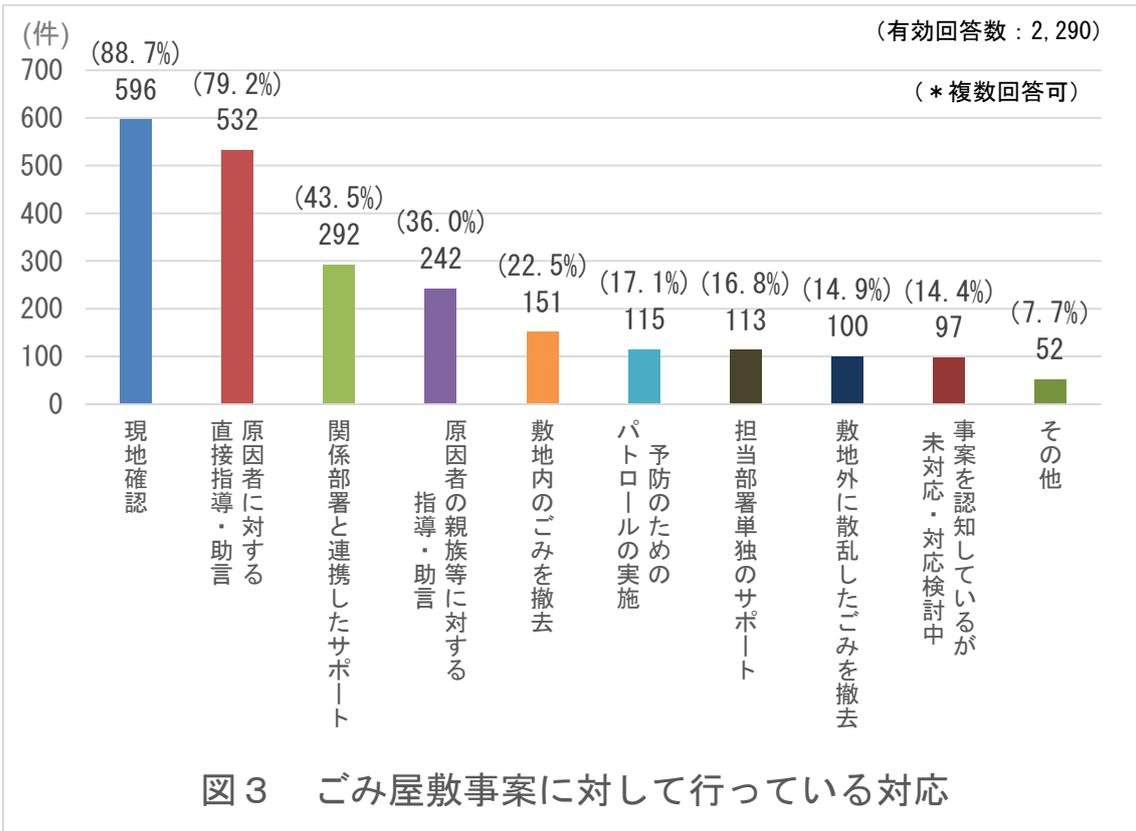
「敷地内のごみを撤去」と回答した151市区町村のうち、原因者等の同意を得て撤去しているのは150市区町村（99.3%）であり、「敷地外に散乱したごみを撤去」と回答した100市区町村のうち、原因者等の同意を得て撤去しているのは92市区町村（92.0%）であった。

「敷地内のごみを撤去」もしくは「敷地外に散乱したごみを撤去」と回答した市区町村において、撤去を行うに当たっての主な法令や条例の根拠規定、利用した制度や事業については、「その他」を除き最も多かったものは「行政指導により排出され市職員が回収」、次いで「処理手数料を市町村の判断で免除」、「地域住民のボランティアで集積所に排出」であった（図5）。

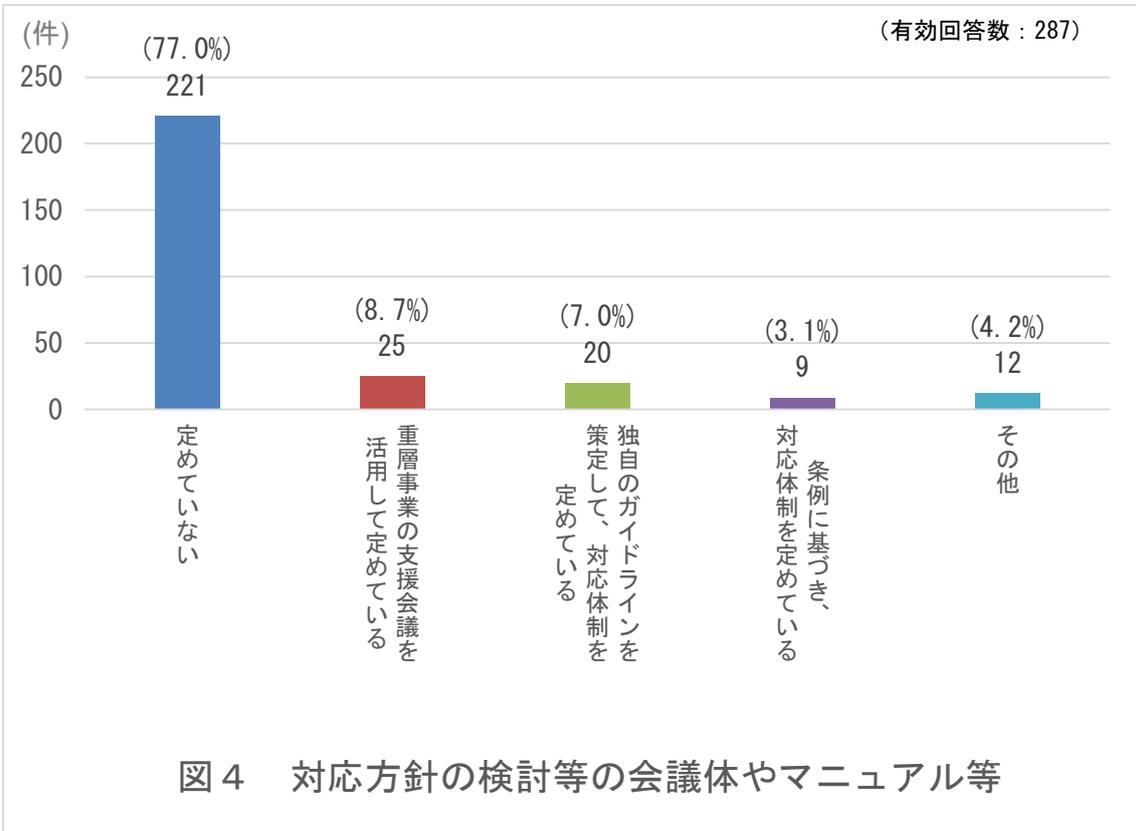
費用負担については、最も多かったものは「本人負担」、次いで「負担なし」であった（図6）。

---

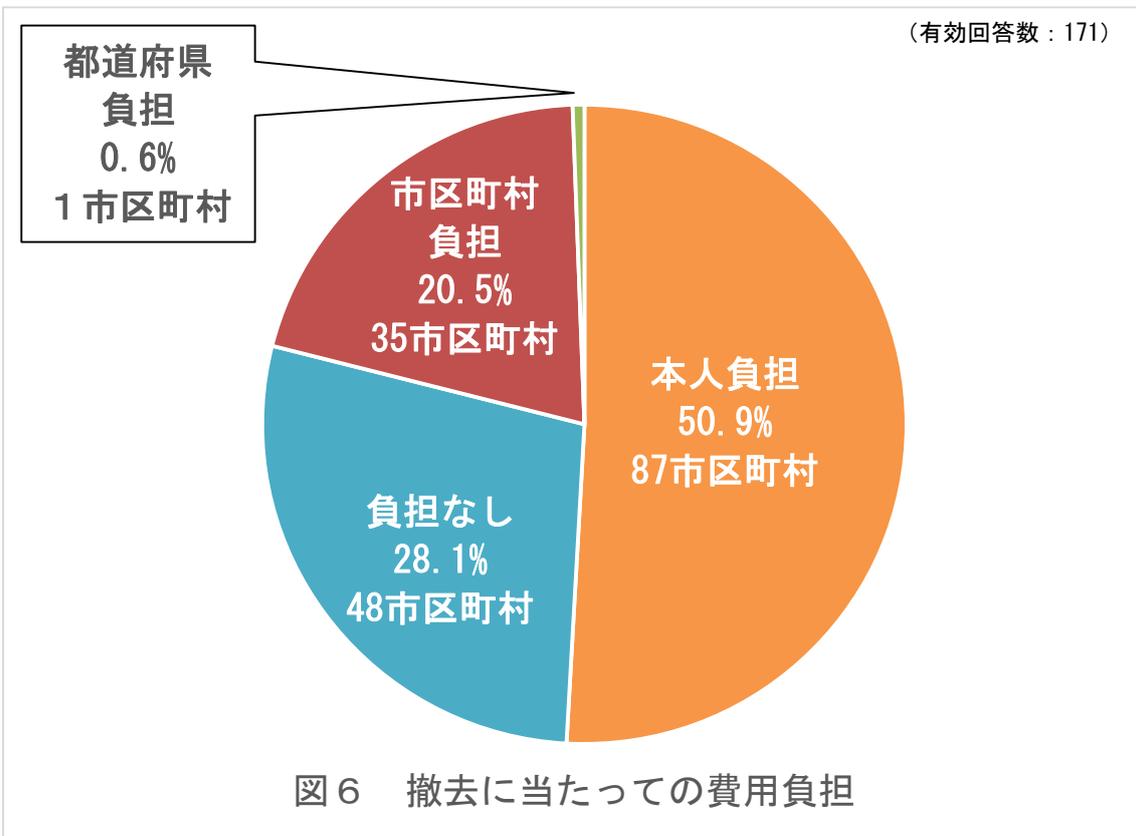
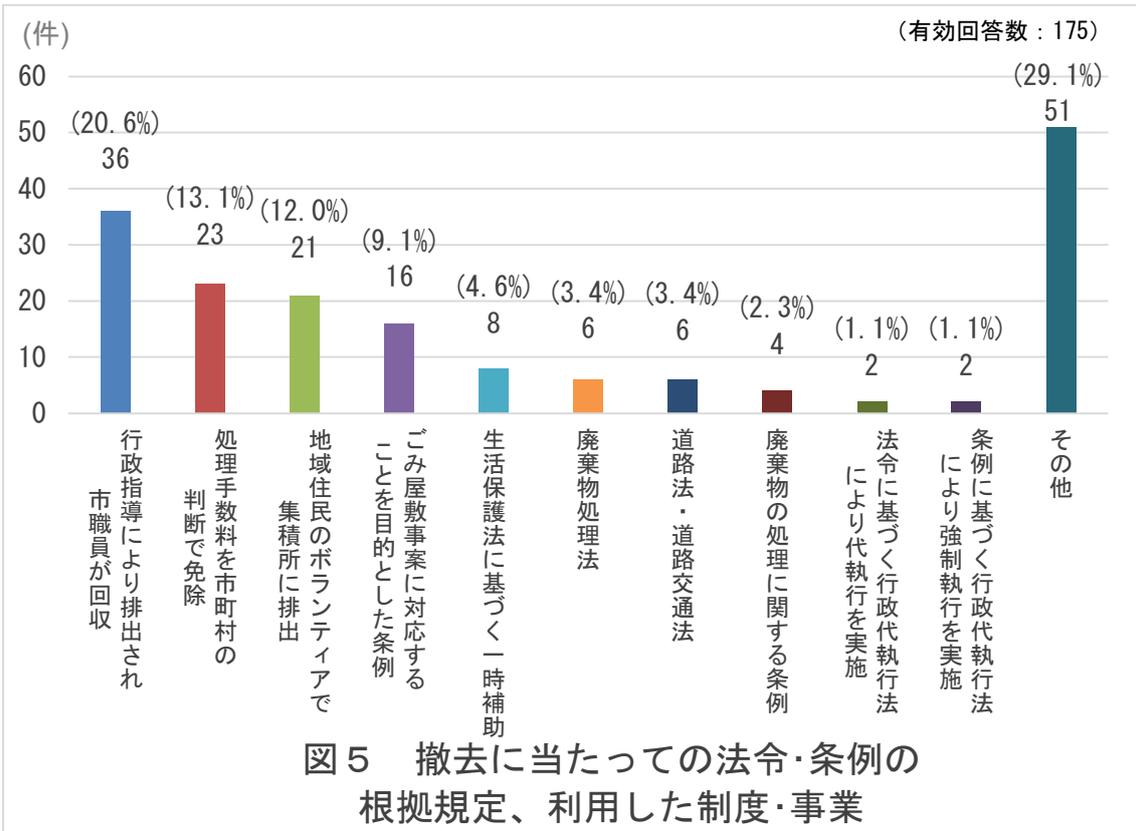
<sup>1</sup> 重層的支援体制整備事業（社会福祉法）を指す。



(注) ごみ屋敷事案を認知している市区町村数(672)を100%とした。

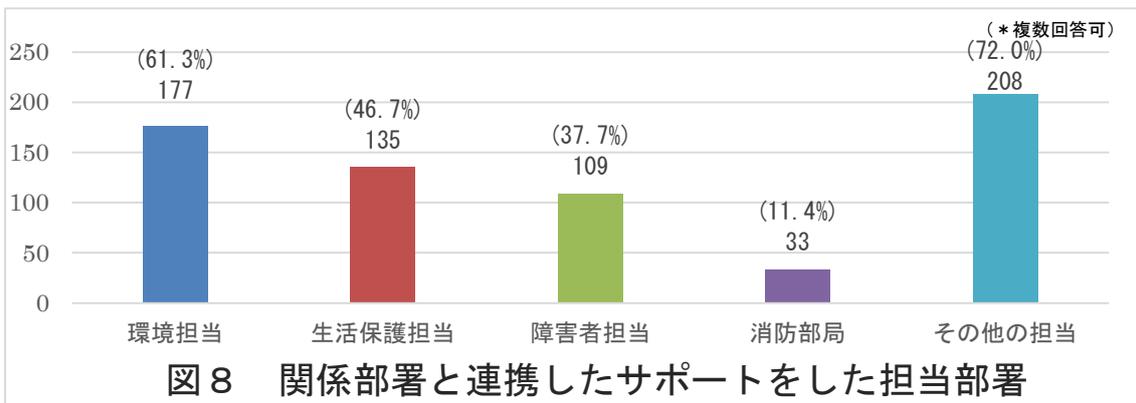
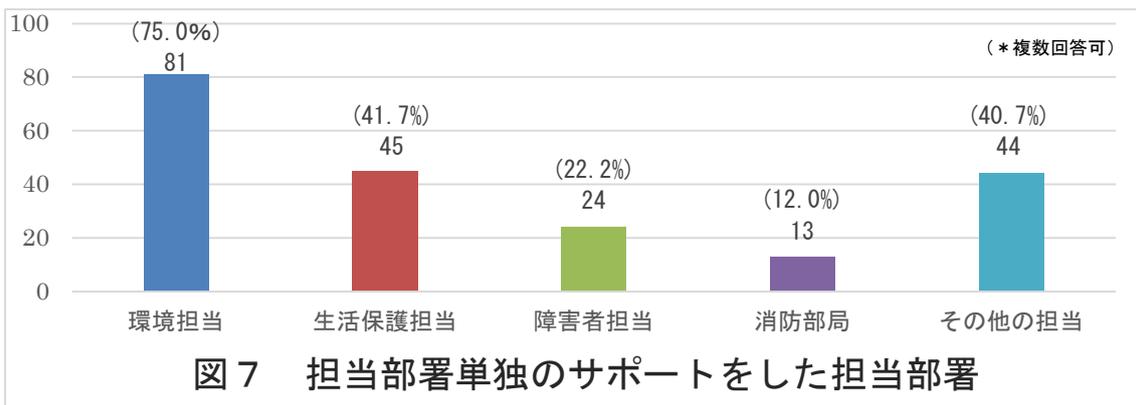


(注) 「関係部署と連携したサポート」と回答した市区町村のうち会議体やマニュアルについて回答のあった市区町村数(287)を100%とした。



#### 4. サポートを実施した担当部署及びサポートの内容

ごみ屋敷事案に対して行っている対応として「担当部署単独でのサポート」もしくは「関係部署と連携したサポート」と回答した市区町村における担当部署は、「その他」を除きどちらも「環境担当」が最も多く、次いで「生活保護担当」が多かった（図7及び図8）。下記表2は、単独部署でサポートをした場合は単独部署毎に、関連部署と連携したサポートをした場合はまとめて、それぞれのサポート内容の回答の一部を抜粋したものである。



（注）図7は「担当部署単独のサポート」と回答した市区町村うち担当部署の回答があった市区町村数（108）を100%とした。

（注）図8は「関係部署と連携したサポート」と回答した市区町村うち担当部署の回答があった市区町村数（289）を100%とした。

表2 サポートの内容

分類	具体例（一部抜粋）
環境担当 （単独）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地確認、定期訪問、パトロール</li> <li>・堆積物の撤去指導、助言、ごみの出し方の分別指導、補助</li> <li>・収集の調整等</li> <li>・収集運搬、処分</li> <li>・撤去作業に必要な資器材の貸出</li> </ul>

<p>生活保護担当 (単独)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護の実施</li> <li>・ごみの撤去及び家財処分料の扶助、撤去費用を保護費で支給、一時補助</li> <li>・市の要綱で定められた「生活環境改善事業」を利用し、業者に依頼して居宅清掃</li> <li>・自立支援、ごみ袋詰め、堆積物の撤去</li> <li>・訪問等による指導、生活態度の改善指導、ごみ処理業者等の情報共有</li> <li>・必要な福祉サービスの照会</li> <li>・親族等への連絡</li> </ul>	
<p>障害者担当 (単独)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービスの導入、案内、導入前のごみ出し支援</li> <li>・必要な福祉サービスの照会</li> <li>・生活態度の改善指導</li> <li>・撤去作業支援、職員共同で片付け</li> <li>・アウトリーチ支援全般</li> </ul>	
<p>消防部局 (単独)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防の観点からの助言、指導</li> <li>・消防法第5条の3に基づく行政指導または、除去命令</li> <li>・災害の予防</li> </ul>	
<p>その他の担当 (単独)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会との連携</li> <li>・高齢者福祉担当課、地域包括支援センター、民生委員による撤去</li> <li>・地域包括支援センターから親族への助言</li> <li>・敷地前道路の堆積物撤去指導（土木関係部局）</li> <li>・地域福祉コーディネーターによる相談支援</li> <li>・堆積物の撤去指導、分別方法の指導</li> <li>・市営住宅管理者として、片付けの指導、片付けの手伝い</li> </ul>	
<p>関係部 署 連 携</p>	<p>環境担当＋ 福祉部局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的支援事業を活用し、市町村の関係部局が把握している情報、居住者本人から聴取した情報を一元的に集約、共有。福祉部門が介入し関係性を構築した後、環境部門による堆積物の排出支援に移行。居住者が応じやすくなった</li> <li>・環境担当 ごみの撤去指導、児童福祉部門：ごみ屋敷に住む児童の保護</li> <li>・社会福祉協議会や地域包括支援センター等の協力を得て、包括的相談支援体制を構築し対応（環境部局）。撤去前の片付け、計画相談員によるヘルパーの派遣（福祉部局）。社会福祉協議会や地域包括支援センターによる定期的な見守りと指導、助言を行い、高齢者には介護サービスの利用等を実施（福祉部局）</li> </ul>
	<p>環境担当＋ 福祉部局＋ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の衛生部署と福祉部署および県の保健所と警察署の担当課とごみ屋敷事案の情報を共有し現地にて調査、指導</li> <li>・市の関係部署が把握している情報、居住者本人から聴取した情報を一元的に集約、共有し、福祉担当が居住者に対して、助言や福祉的なケアを実施しているほか、環境担当や道路担当が堆積物撤去の指導を行うとともに、必要に応じて道路上の堆積物撤去</li> <li>・生活保護者のごみ屋敷の場合は関係者で現地確認を行い、生活保護担当が本人の承認を取った後に環境担当が処理。社会福祉協議会（多機関協働事業者及びアウトリーチ事業者）が関係機関との調整や原因者と関係構築。市営住宅の事例については、住宅担当が堆積物の撤去にかかる手続き。片付け作業にはライフレスキュー事業（社会福祉法人間の連携により取り組む地域貢献活動）の協力を得た。生活困窮担当が生活保護申請までの支援を行った。市職員、地域包括支援センター職員及び地元民生委員と協力して、堆積廃棄物の撤去</li> <li>・ケース会議の開催や相談支援包括化推進員制度の活用による情報集約及び共有を行い、関係各部署それぞれのアプローチにより堆積物の排出支援</li> <li>・ごみ屋敷について相談があった案件は、その主訴に関わらず廃棄物部局、福祉とりまとめ課、道路、建築、空き家、生活衛生などの関係課すべてに電子会議室で共有し、各分野での指導の必要性や福祉的支援の必要性などを話し合うほか、現場同行依頼や排出支援時の協力依頼などに活用</li> </ul>

※重複回答あり

## 5. ごみ屋敷事案に対応することを目的とした条例等の制定状況

ごみ屋敷事案に対応することを目的とした条例等の制定状況については、90 市区町村が「制定済み」と回答し、1,589 市区町村が「制定予定なし」と回答している（図9）。また、条例等を制定している市区町村の割合を都道府県単位でみると次ページ表3で示すとおりであり、都道府県によって制定状況に差が見られる。

さらに、条例等を制定済みの90 市区町村では、条例等を所管している部局としては、「廃棄物部局」が最も多かった（図10）。

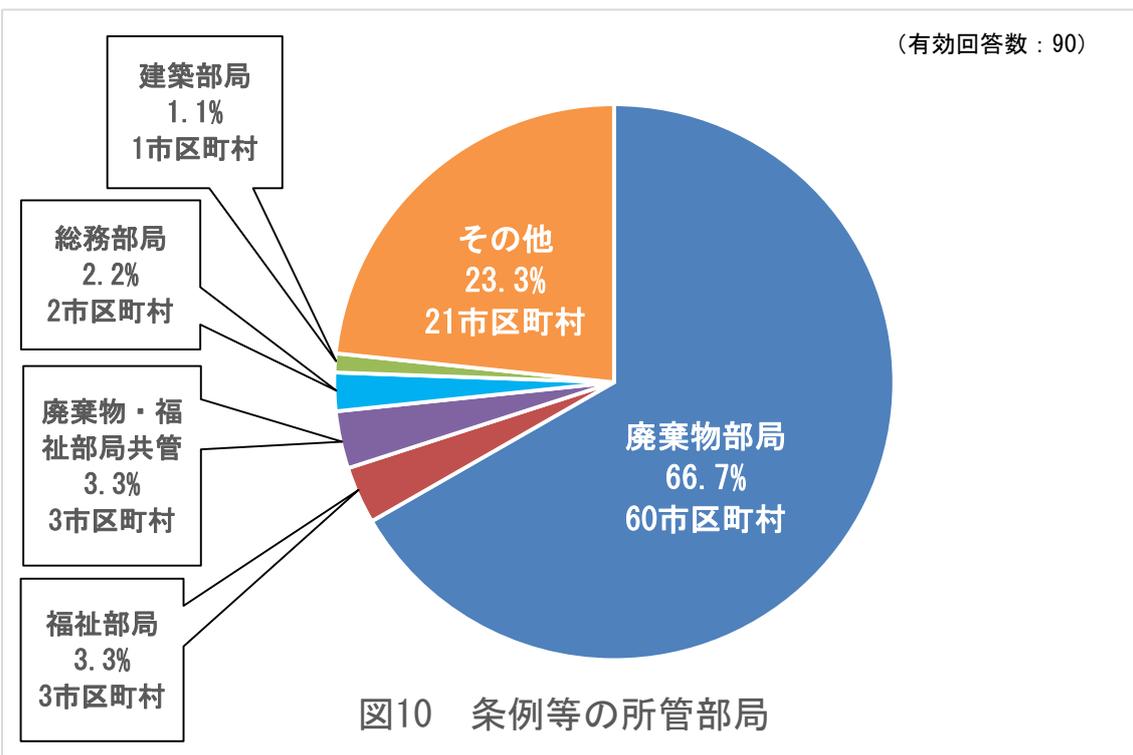
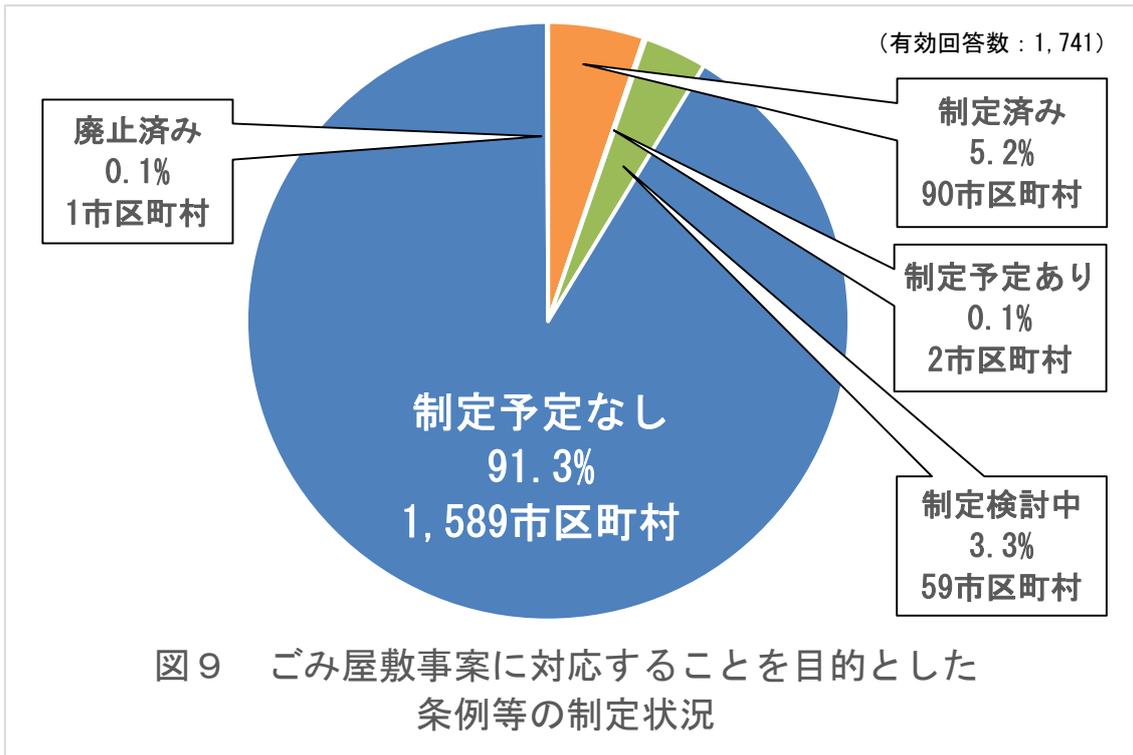
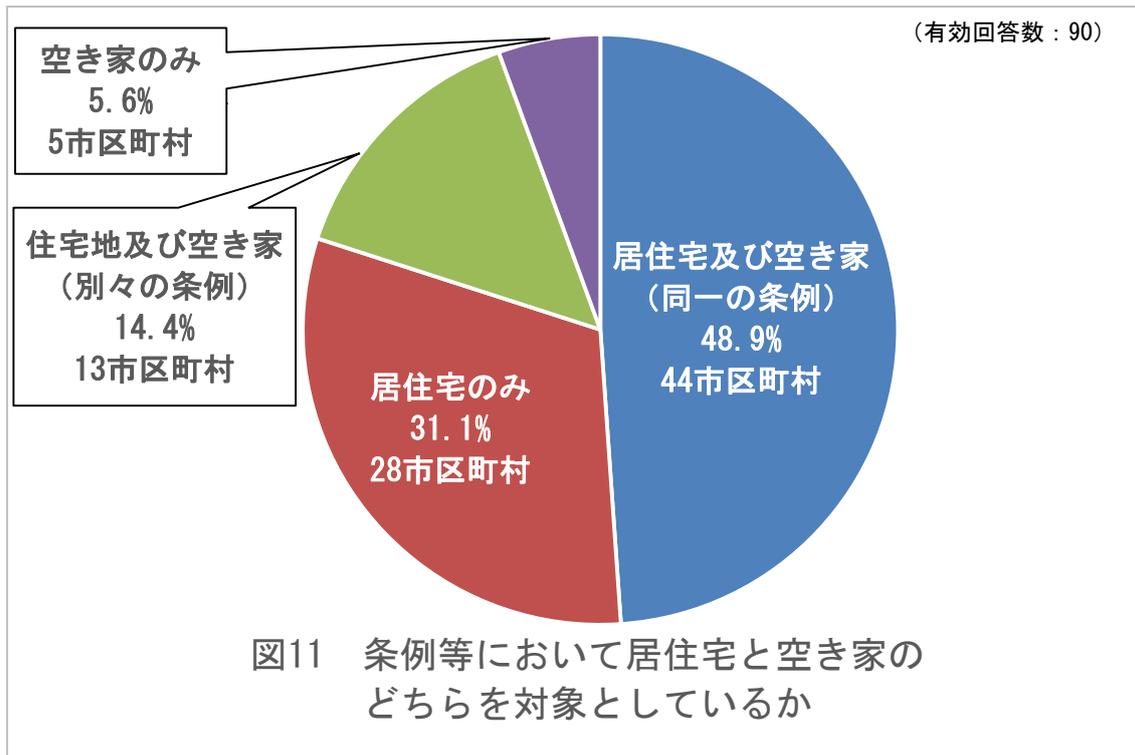


表3 都道府県別条例等制定状況

都道府県名	条例等制定有り	総市区町村数	割合
北海道	4	179	2.2%
青森県	2	40	5.0%
岩手県	0	33	0.0%
宮城県	3	35	8.6%
秋田県	1	25	4.0%
山形県	0	35	0.0%
福島県	2	59	3.4%
茨城県	2	44	4.5%
栃木県	3	25	12.0%
群馬県	3	35	8.6%
埼玉県	5	63	7.9%
千葉県	1	54	1.9%
東京都	11	62	17.7%
神奈川県	3	33	9.1%
新潟県	0	30	0.0%
富山県	2	15	13.3%
石川県	1	19	5.3%
福井県	0	17	0.0%
山梨県	0	27	0.0%
長野県	4	77	5.2%
岐阜県	5	42	11.9%
静岡県	5	35	14.3%
愛知県	7	54	13.0%
三重県	2	29	6.9%
滋賀県	0	19	0.0%
京都府	1	26	3.8%
大阪府	5	43	11.6%
兵庫県	2	41	4.9%
奈良県	0	39	0.0%
和歌山県	2	30	6.7%
鳥取県	0	19	0.0%
島根県	0	19	0.0%
岡山県	1	27	3.7%
広島県	0	23	0.0%
山口県	0	19	0.0%
徳島県	2	24	8.3%
香川県	1	17	5.9%
愛媛県	0	20	0.0%
高知県	0	34	0.0%
福岡県	4	60	6.7%
佐賀県	1	20	5.0%
長崎県	0	21	0.0%
熊本県	3	45	6.7%
大分県	0	18	0.0%
宮崎県	1	26	3.8%
鹿児島県	0	43	0.0%
沖縄県	1	41	2.4%
合計	90	1741	5.2%

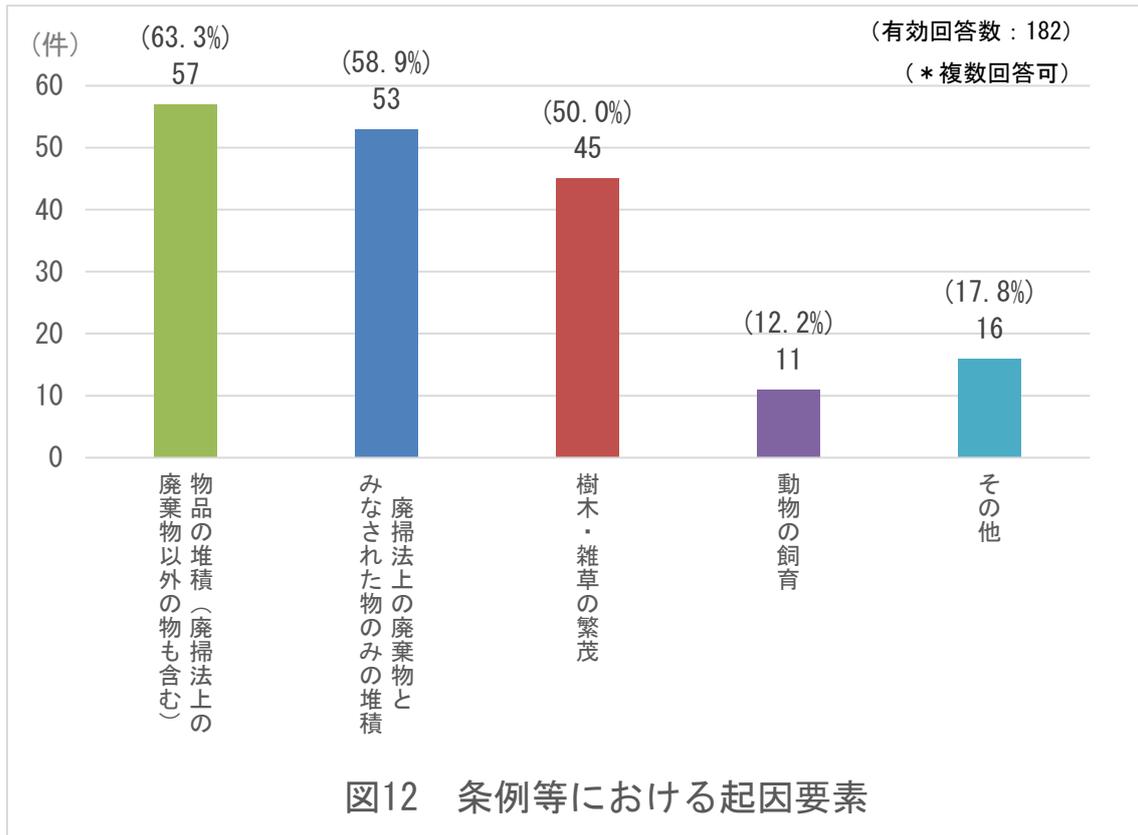
## 6. 条例等において居住宅と空き家のどちらを対象としているか

条例等において居住宅と空き家のどちらを対象としているかについて、ごみ屋敷事案に対応することを目的とした条例等の制定状況を「制定済み」と回答した90市区町村のうち、最も多かったのは「居住地及び空き家（同一の条例）」であり、次いで「居住地のみ」、「住宅地及び空き家（別々の条例）」、「空き家のみ」であった（図11）。



## 7. 条例等における起因要素

条例等における起因要素として最も多かったのは「物品の堆積（廃掃法上の廃棄物以外の物も含む）」であり、次いで「廃掃法上の廃棄物とみなされた物のみの堆積」、「樹木・雑草の繁茂等」「動物の飼育」となっている。「その他」としては、「悪臭の発生」、「害虫・害獣の発生、火災発生の恐れ、物の崩落の恐れ」等の回答があった（図12）。



（注）条例等を制定している市区町村数（90）を100%とした。

## 8. 条例等におけるごみ屋敷の定義

条例等におけるごみ屋敷の定義について、73件の有効回答があった。下記表4は、当該回答を分類し、一部を抜粋したものである。

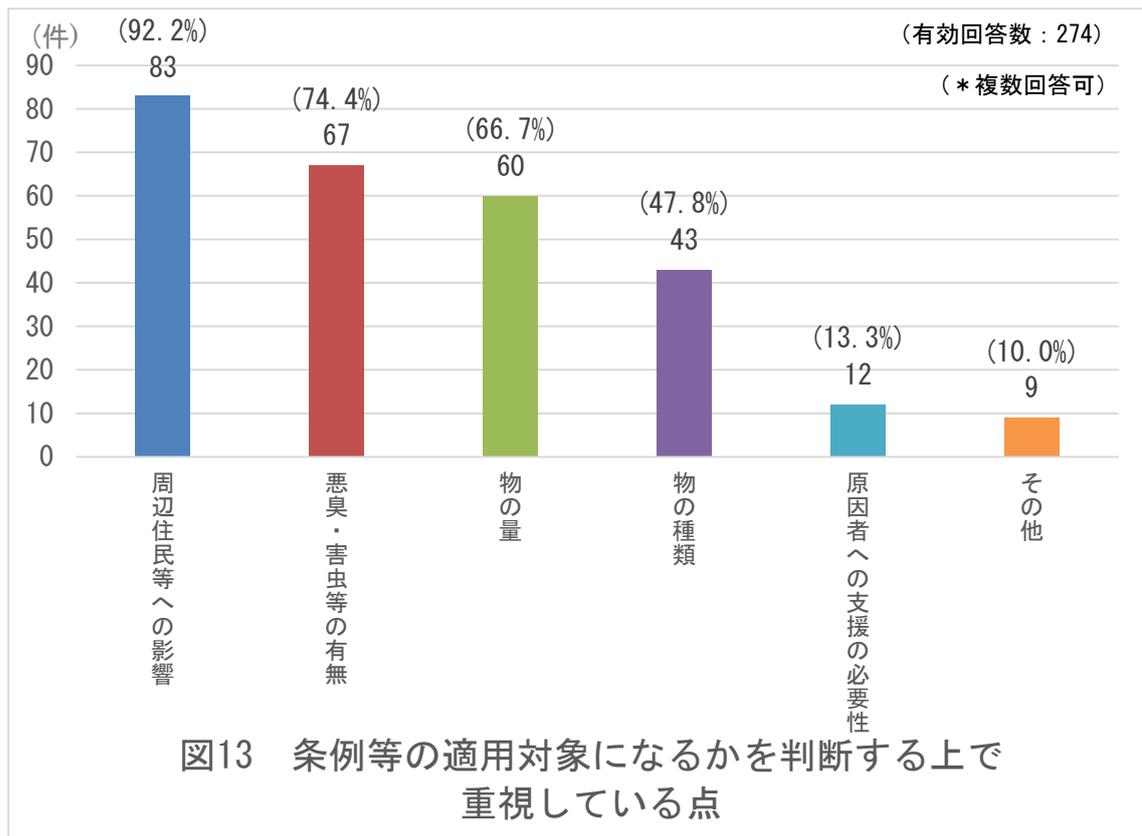
表4 条例等におけるごみ屋敷の定義

分類	具体例（一部抜粋）
ごみ屋敷の定義を明確に規定している	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理不良状態の住宅等（管理不良状態を「住宅等において、ごみその他の物品が堆積し、又は散乱した状態であって、悪臭もしくははえ、ごきぶりその他の害虫が発生し、もしくはねずみが生息し、又は当該物品の崩落もしくは火災発生のおそれがある状態その他の当該住宅等又はその周辺の生活環境が著しく損なわれている状態」、住宅等を「建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（現に居住の用に供されているものに限る。）およびその敷地」と定義）</li> <li>・空き缶、吸い殻等が散乱している状態、雑草等が無秩序に繁茂している状態</li> <li>・管理不良状態 人が使用せず、又は生活環境に配慮した適正な管理が行われていない状態であって、次のいずれかに該当するものをいう             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 人の健康を害し、又は害するおそれがあるとき</li> <li>イ 犯罪又は災害等の発生を誘発するおそれがあるとき</li> <li>ウ 周囲の美観を著しく害するとき</li> <li>エ その他人の安全でかつ快適な生活環境を著しく阻害するおそれがあるとき。</li> </ul> </li> <li>・廃棄物が投棄され、かつそれが放置されているために、清潔な生活環境が著しく損なわれているような状態</li> <li>・衛生上有害となるおそれのある状態、不良な状態 建築物等における物の堆積等により、周辺の生活環境が著しく損なわれている状態、又は防災活動において著しい支障が生ずるおそれがある状態</li> <li>・建築物等における物の堆積若しくは放置又は樹木若しくは雑草の繁茂等により、当該建築物等又はその周囲の生活環境に衛生上、防災上又は防犯上著しい支障が生じている状態</li> <li>・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあり、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、また適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損ない、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態</li> </ul>
定義を明確に規定していないが、ごみ屋敷事案に対応することを目的とした規定がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者等に対し、「…自己所有地等に廃棄物又は繁茂した雑草若しくは樹木が放置されていることによる衛生環境の悪化や火災の発生等のおそれがあるなど周辺住民の生活環境を害するような状態にならないよう、適切な管理に努めなければならない。」としてその責務を規定</li> <li>・土地又は建物の占有者や管理者の責務として、ごみの散乱の防止や清掃を行うなど、環境整備に必要な措置を講じることを課している</li> <li>・「空き家等の所有者等は、当該空家を管理不全な状態にならないよう、資材等の整理整頓並びに建物その他の工作物、草木並び及び敷地の適正管理を行わなければならない。」と規定</li> <li>・「土地、建物又は工作物の所有者、占有者又は管理者は、当該土地、建物又は工作物及びそれらの周囲を清潔に保持する等適切に管理し、地域の生活環境の美化に努めなければならない。」と規定</li> <li>・「占有者等は、快適な生活環境を保持するため、自らが所有し、占有し、又は管理する土地について適正な管理に努めるとともに町が実施する施策に協力しなければならない。」「空き地の占有者等は雑草が放置され、火災及び害虫の発生など周辺の生活環境を著しく阻害する状態とならないように清掃及び除草をしなければならない。」と規定</li> </ul>

※重複回答あり

### 9. 条例等の適用対象になるかを判断する上で重視している点

ごみ屋敷事案として条例等の適用対象になるかを判断する上で重視している点で、最も多かった回答は「周辺住民等への影響」であり、次いで「悪臭・害虫等の有無」、「物の量」、「物の種類」となっている。「その他」としては、「火災発生の危険性」、「通行上の危険性」等の回答があった（図13）。

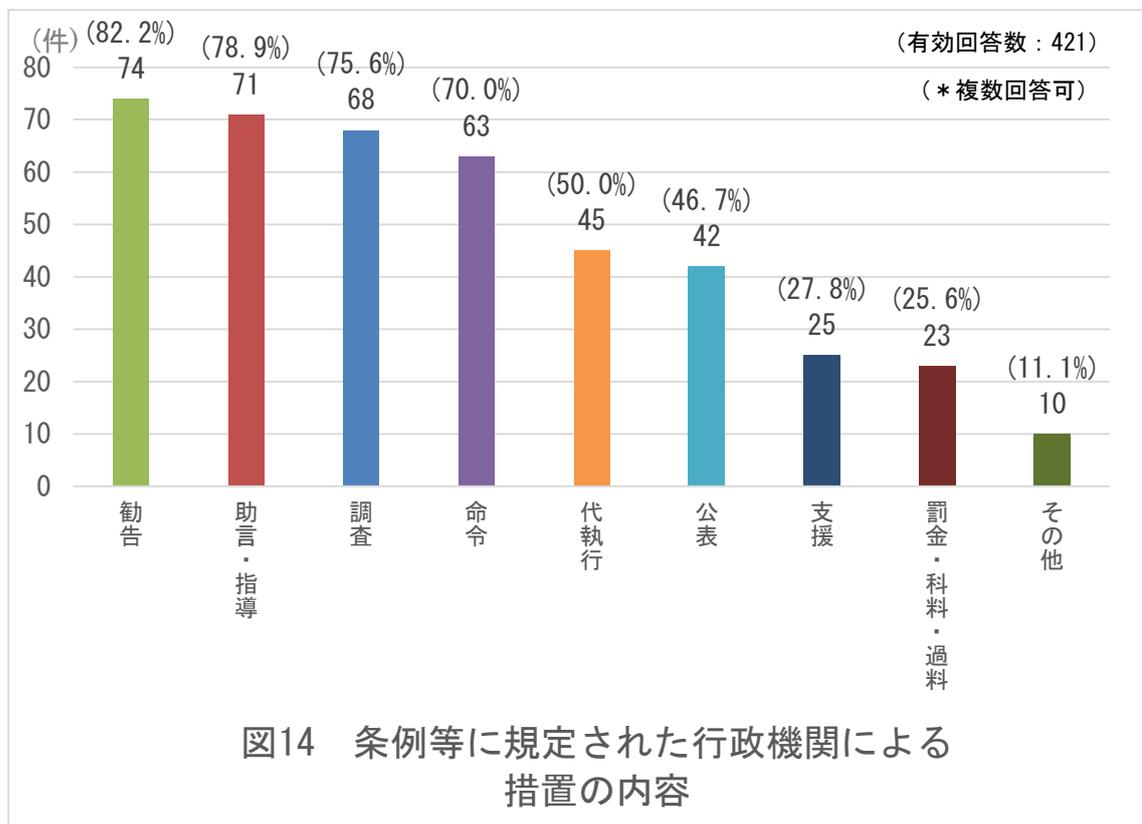


(注) 条例等を制定している市区町村数 (90) を 100 %とした。

## 10. 条例等に規定された行政機関による措置の内容

ごみ屋敷事案に対応することを目的とした条例等について「制定済み」と回答した90市区町村のうち、当該条例等の施行による行政機関による措置の内容として最も多かったのは「勧告」であり、82.2%を占めていた。次いで「助言、指導」、「調査」、「命令」となっている。「その他」としては、危険な状態を回避するために必要な最小限の措置である「緊急安全措置（即時強制）」、「要請」等の回答があった（図14）。また、表5は、措置として「支援」を規定していると回答のあった25市区町村の支援の詳細について、回答の一部を抜粋したものである。

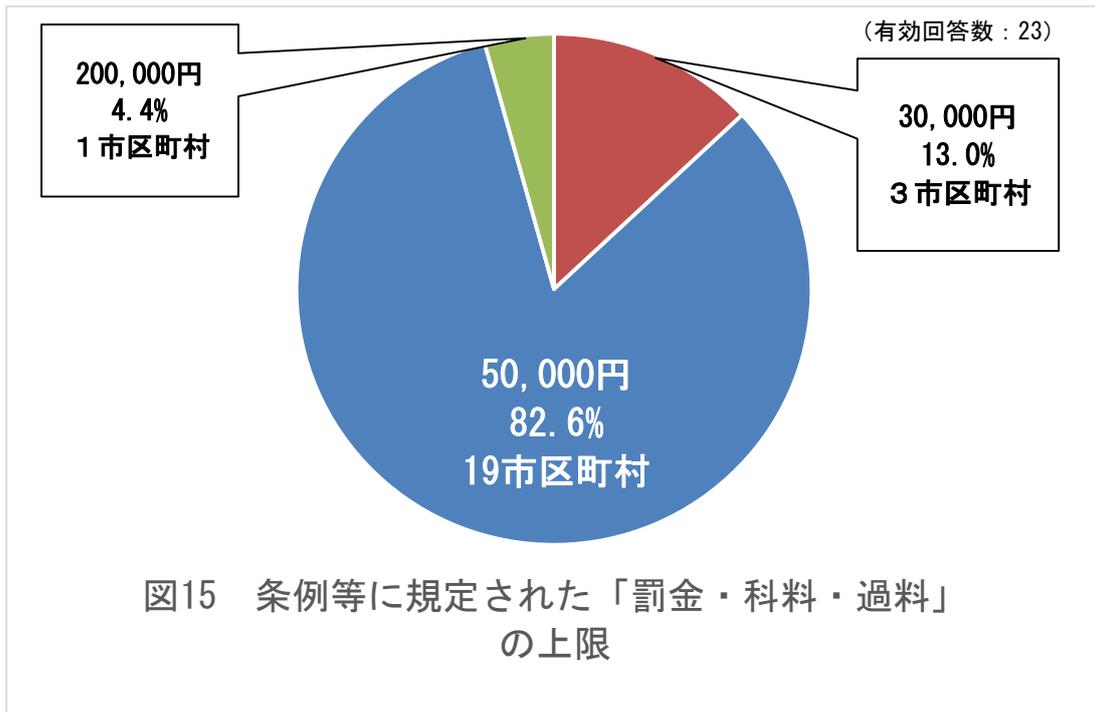
さらに、措置として「罰金・科料・過料」を規定していると回答のあった23市区町村の金額の上限をみると、「50,000円」が最も多く、次いで「30,000円」が多かった（図15）。



(注) 条例等を制定している市区町村数 (90) を 100 % とした。

表5 措置としての「支援」の詳細

具体例（一部抜粋）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法等の規定に基づく手続等に関する情報の提供、助言</li> <li>・廃棄物の収集、運搬、処分の支援</li> <li>・堆積者から堆積物の撤去について同意を得たものの、経済的理由から撤去できない場合、審議会に諮問し、その答申を踏まえて経済的な支援</li> <li>・生活保護や介護保険の案内等</li> <li>・不良な生活環境の状況及び原因者の事情に応じ、堆積した廃棄物の排出の指導又は収集、建築物等の緊急的な補修の援助、動物の適切な飼い方の指導、動物の引取り、立木等の伐採の助言、市営住宅への入居の誘導等</li> <li>・地域住民で行う片付け支援</li> <li>・居住者が自ら解決できるよう、当該状態の解消に資する情報の提供や清掃用品等の支給、生活環境を著しく損なわれている地域住民に対し、ごきぶり、はえ、ねずみその他これらに類する動物を駆除するための用具等の支給</li> </ul>



## 11. 条例等に規定された罰則規定の有無

ごみ屋敷事案に対応することを目的とした条例等について「制定済み」と回答した90市区町村のうち、罰則規定の有無について、回答の一部を抜粋したものについては次ページ表6に示すとおりである。

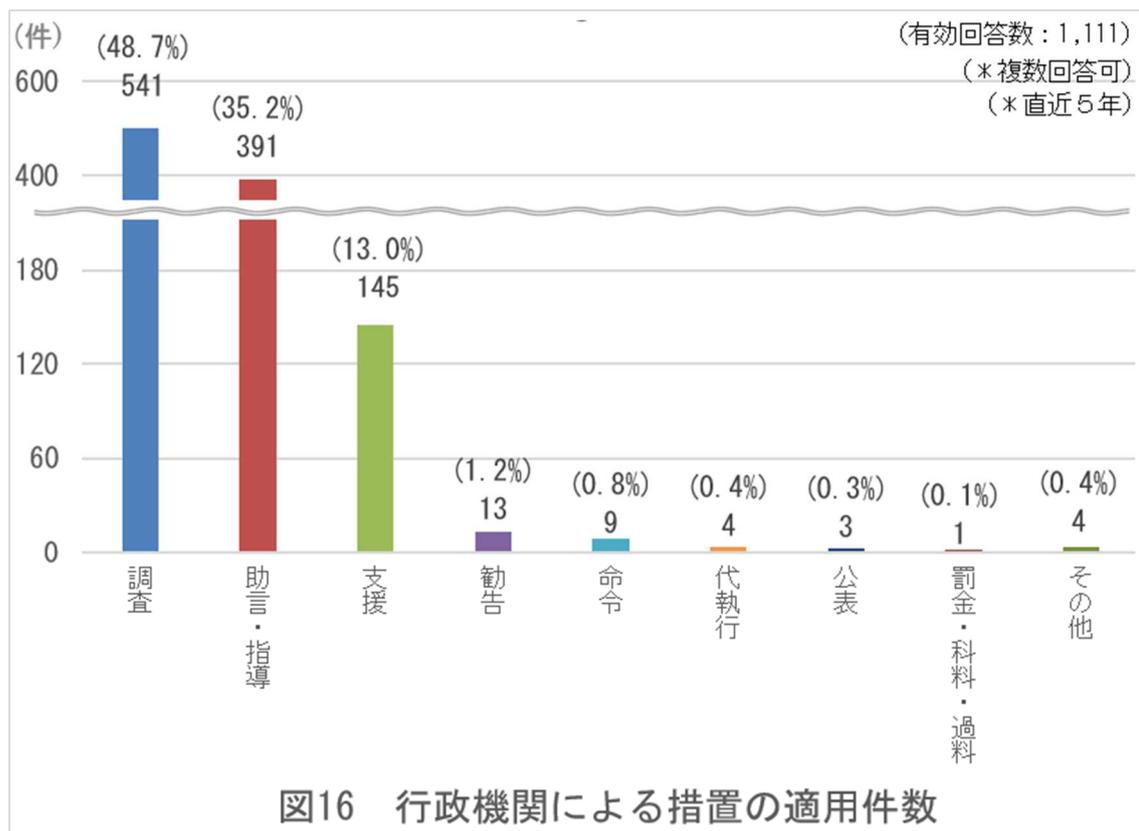
表6 条例等において罰則規定を設けた理由

罰則規定の有無	理由（一部抜粋）
有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務履行に実効性を持たせるため</li> <li>・近隣市町村条例との同調</li> <li>・過料を科さなければ違反者は具体的な負担を伴わず、課題の解決に繋がりにくいと考えるため</li> <li>・建築物等の所有者等に対し、管理不良状態になることを抑止するとともに管理不良状態になった場合も改善をより促すことを目的とした</li> <li>・立入調査拒否や命令違反に対する抑止力のため</li> </ul>
無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用条件や方法、金額等が妥当であるか判断が困難であるため</li> <li>・罰金、科料、過料を科すほどの大量ごみを想定していないため</li> <li>・ごみ屋敷や空き地所有者は、高齢化や管理するための資金がない等、福祉的な問題を抱えている方が多くいることを考慮し、盛り込んでいないため</li> <li>・原因者（要支援者と呼称）の生活再建を目指して事業を展開しており、罰金、科料、過料は事業目的になじまないため</li> <li>・根本的な解決を図るために、様々な課題を抱えた当事者に対して寄り添った福祉的な支援を基本方針としているため、堆積者に対して罰金、科料、過料を科すことについては盛り込んでいないため</li> <li>・条例等に盛り込んでも、その執行には様々な司法手続等が必要であり、実効性の確保には困難が予想され、規定そのものが形骸化し、ひいては条例に対する信頼が損なわれるため</li> <li>・指導に従わない悪質な者に対しては廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置命令を出し、従わない場合には同法に基づく罰則適用ができるため</li> <li>・条例の各種規定に違反したものは、違反の内容、本人の氏名などを公表され、それにより、本人にとっては社会的信用の失墜などのペナルティが十分に科せられることにより、もって罰金や過料などを条例に盛り込まなくとも、条例の効果が担保されることが期待されるため</li> </ul>

※重複回答あり

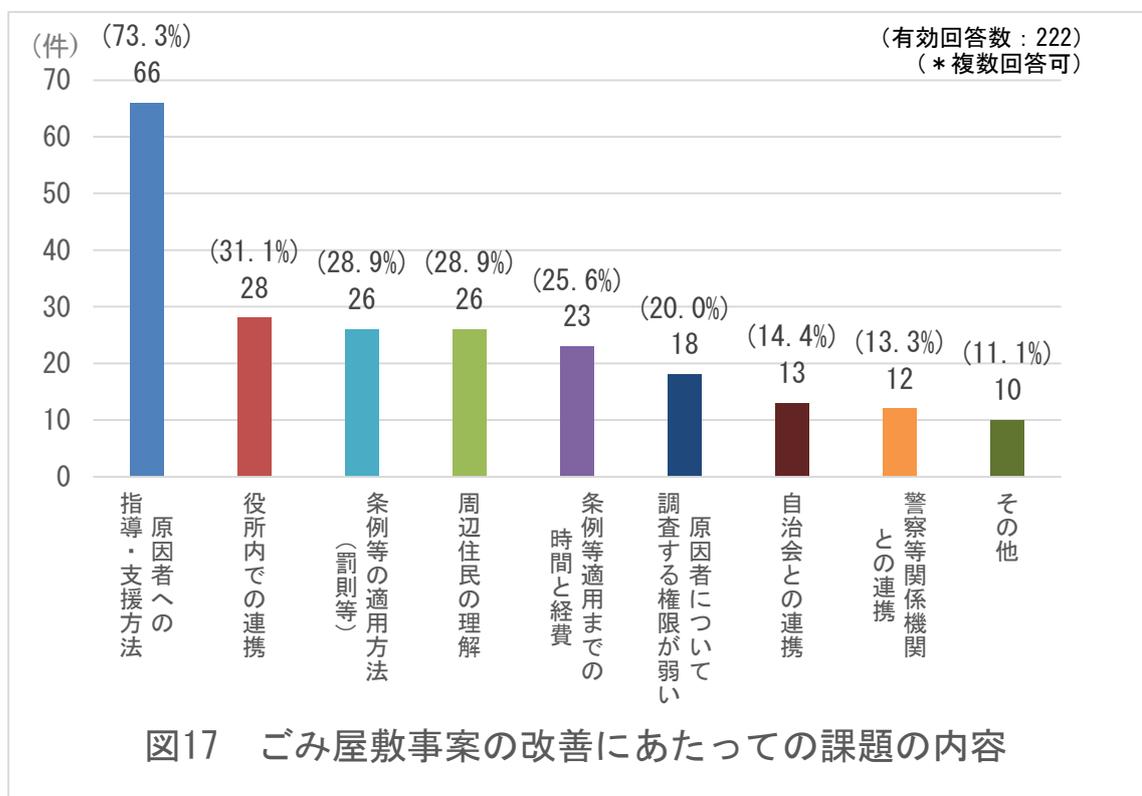
## 12. 行政機関による措置の適用件数

ごみ屋敷事案に対応することを目的とした条例等について「制定済み」と回答した90市区町村のうち、行政機関による措置の適用件数として最も多かったのは「調査」であり、次いで「助言・指導」、「支援」、「勧告」となっている。「支援」の詳細としては、「地域住民で行う片付け支援」、「保健師や社会福祉士との面談」、「原因者とボランティアで廃棄物と判断し、市が委託している業者により収集」等の回答があった（図16）。



### 13. ごみ屋敷事案の改善にあたっての課題

ごみ屋敷事案に対応することを目的とした条例等について「制定済み」と回答した90市区町村のうち、ごみ屋敷事案の改善にあたっての課題の内容として最も多かったのは「原因者への指導・支援方法」であり、次いで「役所内での連携」、「条例等の適用方法（罰則等）」、「周辺住民の理解」であった。「その他」としては、「代執行をした場合、その費用を行為者や所有者から回収することが難しい」、「財産権との調整」、「ごみ屋敷の原因者は福祉・健康上の課題や経済上の問題を抱えていることが多く、罰則等の強制的な手段を取ることがなじまないケースが多い」、「資産状況の把握が困難」等の回答があった（図17）。



(注) 条例等を制定している市区町村数(90)を100%とした。

#### 14. 条例等を制定する上で工夫した点、条例等を改正した理由

ごみ屋敷事案については、新規の条例等を制定する方法だけではなく、既存の条例等を改正することで対応している市区町村もみられるが、条例等を制定する上で工夫した点や、条例等を改正した場合の理由について、ごみ屋敷事案に対応することを目的とした条例等の制定状況について「制定済み」と回答した市区町村から24件の有効回答があった。下記表7は回答の一部を抜粋したものである。

表7 条例等の制定に当たっての工夫した点等

具体例（一部抜粋）
<ul style="list-style-type: none"><li>・環境美化、保全に関し、条例制定以前も現地調査や原因者に対する指導、助言を行っていたが、法令に抵触するもの以外について、根拠を持たない状況にあったため、条例により原因者に対し理解、協力を得られるようなものとしたこと</li><li>・条例所管部局と各区の関係部署が、情報を共有し、組織的に連携して対応できるよう、区長主宰による区対策会議を各区に設置</li><li>・区の支出による支援を制定することにより、迅速に周辺住民の生活環境を保全できるようにするとともに、要支援者の生活再建にもつながるよう工夫</li><li>・当事者の方々が抱える心身の課題や経済的困窮、地域からの孤立など様々な原因があり、その原因を解決しなければ、強制的に堆積物を撤去しても再発してしまい、根本的な解決には至らないため、当事者の福祉的な支援を優先</li><li>・一度きれいになった場所が再度ごみ屋敷とならないように支援の中で再発防止に関係する関係機関等との協力や占有者等に対する支援を盛り込んだこと</li><li>・これまで区の福祉部署や社会福祉協議会が各々に任意で対応してきたものを、情報課題を共有する場として、区での会議を仕組みとして設け、役割分担を明らかにするとともに、福祉的、医療的支援策を検討し、より効果的な人への支援を早期に実施できる仕組みを構築</li><li>・先進事例を参考としたこと</li><li>・改正前の条例には、ごみ屋敷関係が明記されていなかったため改正</li></ul>

※重複回答あり

## 15. 条例等の制定に当たっての課題

条例等の制定状況において「制定検討中」又は「制定予定あり」と回答した市区町村を対象に調査を行った、条例等の制定に当たっての課題については、39件の有効回答があった。下記表8は、当該回答を分類し、回答の一部を抜粋したものである。

表8 条例等の制定に当たっての課題等

分類	具体例（一部抜粋）
実効性・費用対効果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員、時間、専門知識等の不足</li> <li>・ 条例の制定によりごみ屋敷化を未然に防ぐことや、現在ある問題を解決できるのか疑問</li> <li>・ 原因者の費用負担についての条項の制定</li> <li>・ 代執行した場合の、原因者の費用負担の確実性の担保</li> </ul>
条例等における規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ どこからごみ屋敷として対応するか</li> <li>・ 排出支援に伴う撤去費用等の費用確保</li> <li>・ 廃棄物該当性の確認、基準の設定</li> </ul>
関係部局、警察等関係機関、周辺自治体との連携・調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ屋敷の問題は、ごみだけでなく福祉関係など、複合的な要素が問題となるため他課との連携が課題</li> <li>・ 原因者は、身体や精神の障がい、社会的孤立、経済的困窮などの問題を抱えている場合が多いことから、ごみを除去するだけでは根本的な解決が難しく、再発の恐れがある。環境部としては、本人が「ごみ」と認めなければ直接的な措置は困難であること。以上から、条例制定ではなく、既存の重層的支援体制整備事業（地域福祉課所管）、住まいるプロジェクト（社協所管）を活用し、本人のケアを含めた対応を優先</li> </ul>
事案・検討の不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ できる限り自発的な改善を促していくことにし、結果が出ない場合にのみ行政代執行と考えているが、ごみを撤去するだけでは、再発に繋がる可能性がある。行政が勝手に決めるのではなく、地域コミュニティと一体となって問題の解決にあたる点だと認識しているが、現体制ではそこまで至っていないため</li> <li>・ 所有者との連携方法がない場合の対応の検討</li> <li>・ 過疎化の進行により空き家なども増加することが見込まれる。また、高齢化によりごみ出しが困難となる世帯も増えることも想定されるため、ごみ屋敷に関する条例等の制定も必要になると考えられる。他自治体で条例化している例を参考にしながら検討したため</li> </ul>

※重複回答あり

## 16. 条例等の制定を予定していない理由

条例等の制定状況において「制定予定なし」又は「廃止済み」と回答した市区町村を対象に調査を行った、条例等の制定を予定していない理由等については、1,479件の有効回答のうち、事案を認知していない（「事案が発生していない」「報告を受けていない」等を含む）旨の回答が624件であった。下記表9は、事案を認知していない旨以外の理由を分類し、回答の一部を抜粋したものである。

表9 条例等の制定を予定していない理由

分類	具体例（一部抜粋）
検討に至っていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制定のためのノウハウや情報、人員、予算等が不足</li> <li>・ 事案の件数等に鑑み、費用対効果が見込めないため</li> <li>・ ごみ屋敷残が少ないため個別に対応</li> <li>・ 人口減少が著しく進んでおり、今後対象となる世帯の増加見込みがない</li> <li>・ 内部で「ごみ屋敷」事案の情報共有、収集等の体制が未整備であり、事案の有無についても把握できていないため</li> </ul>
条例等以外の既存の施策等が効果を示している	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地確認や所有者への指導により、解決できるように対応している</li> <li>・ ごみ屋敷フローチャートに基づき案件ごとに具体的な対応を検討し、地域や関係部署、関係機関と連携して対応しており、現時点では条例の制定は予定していないため</li> <li>・ ごみ屋敷化の原因者は主に福祉的支援が必要な人であり、福祉部局との連携することで個別対応ができているため</li> <li>・ 地権者との面談等により問題が解決されており、喫緊の重要性と認識していないため</li> </ul>
解決すべき課題がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民地の敷地内の管理については法的根拠がない場合、指導が難しい。特に居住宅の場合、民々の内容について原則は近隣住民と原因者の当人同士の話し合いで改善を進めていくこととしており、庁内に所管課はないため</li> <li>・ 対応するための根拠がなく、また担当部署が不明確のため</li> <li>・ 支援内容や関係機関との連携、プライバシー保護などの観点から、自治体としての支援の範囲を慎重に協議する必要</li> <li>・ 原因者へ強制執行に伴う費用を求償した場合、回収が見込めないため</li> <li>・ 職員が強制執行を行う際、廃棄物か財産か区別することが困難であり、原因者の資産に損害を加えたということで損害賠償請求される可能性が考えられるため</li> <li>・ ごみ屋敷の定義及び条例適用の範囲の明確化が困難</li> <li>・ ごみ屋敷問題を、条例により公権力を行使して解決すべき社会的ニーズというよりは、その発生要因にも目を向けた福祉的な支援ニーズとして捉えているため</li> <li>・ 廃棄物の認定が難しいため</li> <li>・ 多大なコストと人員が必要であり、行政がどこまで対応可能かという現実的な問題</li> <li>・ ごみ屋敷のごみの処理が進まない原因として、原因者がごみと認めないことや、資力がないことがほとんどであり、「勧告」や「命令」</li> </ul>

	<p>等の指導により処分が進展するとは考えにくく、結果的に行政代執行を前提とした解決に頼らざるを得なくなると考えられる。また、行政代執行においては個人のごみを行政が税金を投入して処分することに対して賛否があるほか、「最後は役所が何とかしてくれる」というモラルハザードを招く恐れがあることから条例制定にあたっては慎重に検討する必要がある。ごみ屋敷をつくってしまった世帯には、そうってしまった理由があり原因者等の生活改善、健康の維持の観点で接触するなかで、原因者等に寄り添い、解消に向け地道に説得、交渉するのが重要であると考えため</p>
<p>法令解釈等により対応している</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全条例等の既存の条例により対応しているため、ごみ屋敷だけを対象とした条例の制定していないため</li> <li>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「空き家対策の推進に関する特別措置法」に基づき対応</li> <li>・空家対策推進条例において、空家等の適正管理を規定</li> <li>・廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、対応できているものと判断</li> </ul>

※重複回答あり

### 17. 高齢者ごみ出し支援制度について、ごみ屋敷居住者を対象としている事例

高齢者ごみ出し支援制度について、ごみ屋敷居住者を対象としている事例は162市区町村であった（図18）。そのうち、家屋内から最寄りのごみ出し場まで搬出する事例があると回答した市区町村は26市区町村（16.1%）であった。下記表10は、ごみ屋敷居住者を対象としている理由の一部を抜粋したものである。

※高齢者ごみ出し支援制度とは「[高齢者ごみ出し支援制度導入の手引き](#)」（令和3年3月環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）において示している制度を指す。

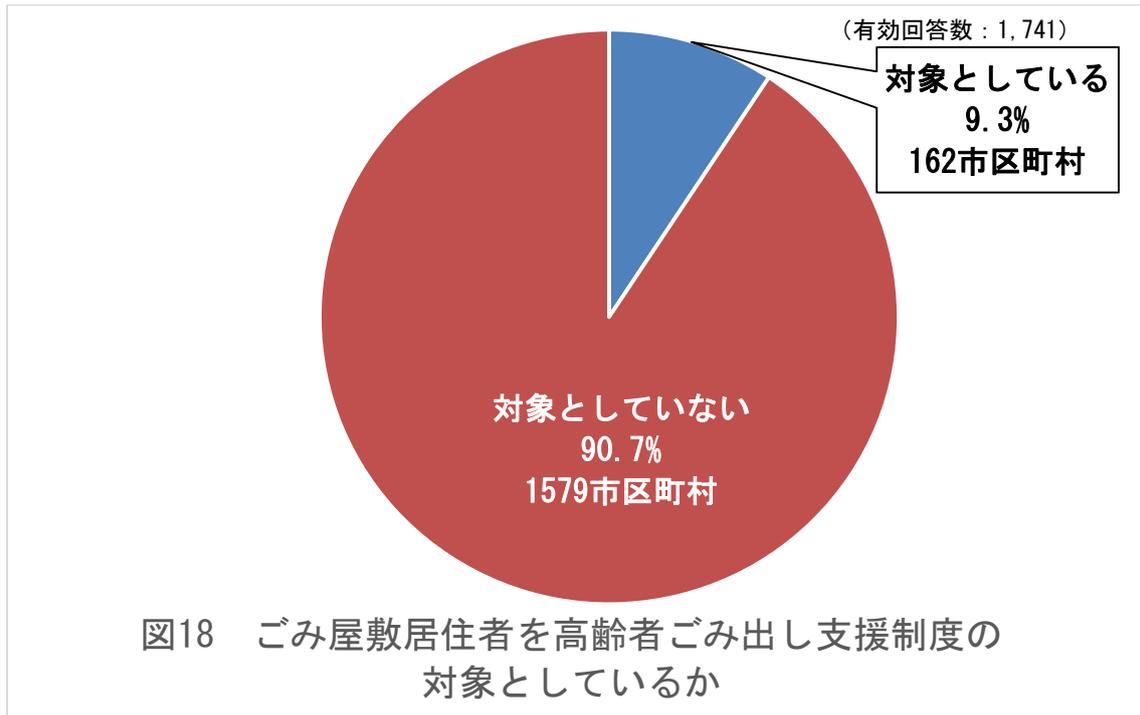


図18 ごみ屋敷居住者を高齢者ごみ出し支援制度の対象としているか

（注）「対象としていない」には、高齢者ごみ出し支援制度を実施していない市区町村を含む。

表10 ごみ屋敷居住者を高齢者ごみ出し支援制度の対象としている理由

理由（一部抜粋）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ等を集積場所に排出することが困難な世帯であってごみ等の排出について、親族、近隣者等の協力を得ることが困難な高齢者等を支援する目的であり、ごみ屋敷居住者を除外するものではないため</li> <li>・訪問介護等の介護保険サービスに付随する形の制度のため、介護保険対象であれば制度対象外とする理由がないため</li> <li>・ごみ屋敷居住者が障害者又は高齢者に該当する場合、又は町長が認める場合に対象</li> <li>・ごみ屋敷に居住しているかどうかに関わらず、支援が必要な方全般を対象</li> <li>・本町における「ふれあい収集」は、実施要項にて対象となる世帯を規定。個別の身体状況や生活状況を聞き取ったうえで真に必要な対象者が判断をしたうえで実施しており、ごみ屋敷居住者であっても対象者に該当する場合は「ふれあい収集」を実施</li> </ul>

※重複回答あり

## 18. 堆積物の状況を確認し、堆積物の撤去指導・支援に繋げている事例

居住者や家屋内における堆積物の状況を確認し、堆積物の撤去指導・支援に繋げている事例は117市区町村（6.7%）であった。下記表11は事例の回答の一部を抜粋したものである。

**表 11 居住者や家屋内における堆積物の状況を確認し、堆積物の撤去指導・支援に繋げている事例**

具体例（一部抜粋）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問介護</li> <li>・ 民間団体によるごみ出し支援</li> <li>・ 子育て世帯訪問支援事業</li> <li>・ 家庭訪問した職員による助言と撤去支援、生活扶助</li> <li>・ ペットの多頭飼育の指導、民生児童委員の見守り</li> <li>・ さわやか訪問収集事業、ふれあい収集事業、高齢者ごみ出し支援制度</li> <li>・ 県のアウトリーチ支援事業を活用し、ひきこもり家庭の介入を行い、その中でごみ屋敷であるケースの撤去支援</li> <li>・ 生活困窮者や高齢者で本人や関係者から役場に相談があった場合、訪問介護等の福祉制度の利用が可能か判断するにあたり本人の自宅を訪問するが、居住環境に問題があれば、制度を案内</li> <li>・ 地域包括支援センターが実施する総合相談業務</li> <li>・ コミュニティソーシャルワーカーが実施する個別支援</li> <li>・ 生活困窮者自立支援制度</li> <li>・ 秦野市社会福祉協議会が実施する「たすけ合い給付金要綱」に基づく不用品、廃棄物等片付け費用給付制度</li> <li>・ (社福) 旭川市社会福祉協議会地域共生課包括的支援体制整備事業担当地域まるごと支援員</li> <li>・ ケースワーカーによる定期的な生活保護受給者宅への訪問</li> <li>・ 県社協及び市町村社協で構成する「長野県あんしん創造ネット」の事業の中の、「地域住民との協働活動支援事業」の活用や地元の地区社協が取り組んでいる「区民を対象とした地域の支え合い活動」を活用して、社協及び関係者と有償ボランティアが協力して対応し改善が図られている</li> <li>・ ガス、水道の検針</li> <li>・ 要保護児童対策連絡協議会</li> <li>・ 障害児通所支援</li> <li>・ 公営住宅管理</li> <li>・ 家計改善支援事業</li> <li>・ 粗大ごみ福祉収集</li> <li>・ 重層的支援体制整備事業（多機関協働事業及びアウトリーチ事業）を活用した関係機関等との協働による支援</li> <li>・ 福祉協議会ライフレスキュー事業</li> <li>・ 町内会単位で行っている有料ボランティアによるごみ出し支援</li> </ul>

※重複回答あり

## 19. ごみ屋敷問題についての意見

ごみ屋敷問題についての意見は、下記表 12 に記載されたような回答があった。なお、意見の一部を抜粋したものである。

### 表 12 ごみ屋敷問題についての意見

意見（一部抜粋）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ いざ片付けようとする多大な労力や時間がかかることから、福祉的な支援を含めた平時からの対応検討が必要と思われる</li><li>・ いわゆるごみ屋敷に居住する該当者においては、一般的には廃棄物と考えられる物を有価物と判断する事例も多く、その選別を行政が強制的に行うことは難しい。また、ごみ屋敷と判断する基準についても明確な指標がなく、線引きが難しい。</li><li>・ 関係省庁から課題解消に資する支援方策等が示された際には、関係部署と連携したサポート体制の構築を検討したい</li><li>・ ごみ屋敷問題と同時に犬や猫の多頭飼育問題が発生している場合が多い。不衛生な状況を改善するためには、ごみの撤去と多頭飼育の改善を図る必要があり、関係機関との連携が重要であると思われる</li><li>・ 廃棄物担当部署で「ごみ屋敷」となっているかの把握は難しく、高齢者や障がい者の方については、福祉担当部署の訪問等の際に、そのような状態があれば教えてもらうことになると思われる。近隣住民も当事者との問題を起こしたくないとの心情から、通報は少ないのではないかと考えられる</li><li>・ 今後、独居の高齢者が増加することが予想され、地域コミュニティの衰退の影響等によりごみ屋敷問題も増えると思われる</li><li>・ 対処に対し、自治体支出が伴うことに住民の理解が得られにくい</li><li>・ ごみ屋敷の堆積物撤去について、原因者の同意があったとしても作業は各支援者等が業務の枠を超えてボランティア的に支援している実態がある。制度としてそれらを支援する人件費や補償が確立されると円滑に支援がしやすい</li><li>・ ごみ屋敷は生活環境を害する問題として苦情、相談が寄せられるが、実際には福祉、健康上の課題や経済上の問題であることが多い。苦情申立者は強制的な手段を持って対応することを望むケースが多いが、そうした手段がなじまないことも多い</li><li>・ 原因として、生活形態ではなく、古物等の事業形態によって、ごみ屋敷を形成する場合があります。また、市民ではなく、市外の人間の場合もある。このような場合、原因者が移動する可能性もあり、元々住民票があったものでもないため、追跡が困難であることが想定される。市町村だけでなく、許可権者である警察等の対応も求められると思われる</li><li>・ 「ごみ屋敷」問題の要因は、原因者に何らかの疾患、障がい、生活上の課題等があると考えている学界関係者や有識者は多く、本市を含めて自治体が制定している「ごみ屋敷」条例の大半も、原因者に焦点を当て、福祉的支援を主軸としている。本市では、「ごみ屋敷」条例を環境部が所管しているが、それ故に条例のメインとなる福祉的支援の連携をしづらいつ感じることがある。環境観点での「ごみ屋敷」へのアプローチは、「周辺環境への悪影響」という点にフォーカスされやすく、原因者への支援のことを考えるのであれば、福祉部署が条例を所管するのが望ましいと感じる。一方で、命令、行政代執行において、トリガーは周辺住民への悪影響の度合いであると考えられるが、その判断は環境部署の方が行いやすい。環境部署と福祉部署が連携するのはもちろんだが、これらを踏まえてどちらが条例を所管するのか、制定の際に検討することが重要であると考えている。</li><li>・ ごみ屋敷問題については、直接的な法規制が存在していないことから、どのような部署が主体となるべきかが示されておらず、対応に苦慮している一因となっている。本市では、来年度以降、環境担当課を一元的な窓口とし、事案に応じて関係部局が対応する仕組みを構築していくことを検討している</li><li>・ 重層的支援体制整備事業を開始したことで、狭間の課題としてごみ屋敷の事例への対応を求められることが増えた。原因者への伴走支援を通じて、どうにか片付けの了承を得ることができても、片付けの実働（車両の手配や運転手の確保、廃棄物処理施設への搬入許可）や費用面（処理手数料）がハー</li></ul>

ドルとなって福祉の支援者だけでは支援が進められない。環境担当部署も主体的な関わりが欠かせないが、「福祉の仕事」と線引きされがちである。省庁を跨った連携通知だけでなく、福祉担当部署と環境担当部署とが連携して対応する具体的なスキームの提示等の後押しがほしい

※重複回答あり

(参考)「ごみ屋敷」事案に対応することを目的とした条例等一覧

都道府県名	市区町村名	条例等の名称	HP アドレス
北海道	様似町	様似町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	-
北海道	士別市	士別市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬等のふん害の防止に関する条例	<a href="https://www.city.shibetsu.lg.jp/section/reiki/reiki_honbun/r267RG00000495.html">https://www.city.shibetsu.lg.jp/section/reiki/reiki_honbun/r267RG00000495.html</a>
北海道	恵庭市	恵庭市空家等の適正な管理に関する条例	<a href="https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/kurashi/kyukyubosai/akiyataisaku/8330.html">https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/kurashi/kyukyubosai/akiyataisaku/8330.html</a>
北海道	長沼町	長沼町さわやか環境づくり条例	<a href="https://www1.g-reiki.net/maoi.naganuma/reiki_honbun/a091RG00000348.html">https://www1.g-reiki.net/maoi.naganuma/reiki_honbun/a091RG00000348.html</a>
青森県	黒石市	黒石市環境美化条例	<a href="https://www1.g-reiki.net/city.kuroishi/reiki_honbun/c005RG00001307.html">https://www1.g-reiki.net/city.kuroishi/reiki_honbun/c005RG00001307.html</a>
青森県	六戸町	六戸町環境美化条例	<a href="https://www1.g-reiki.net/rokunohe/reiki_honbun/c045RG00000472.html">https://www1.g-reiki.net/rokunohe/reiki_honbun/c045RG00000472.html</a>
宮城県	登米市	登米市環境美化の促進に関する条例	<a href="https://www.city.tome.miyagi.jp/reiki_int/reiki_honbun/r234RG00000489.html">https://www.city.tome.miyagi.jp/reiki_int/reiki_honbun/r234RG00000489.html</a>
宮城県	大衡村	大衡村環境美化の促進に関する条例	<a href="https://www1.g-reiki.net/village.ohira/reiki_honbun/c227RG00000526.html">https://www1.g-reiki.net/village.ohira/reiki_honbun/c227RG00000526.html</a>
宮城県	石巻市	石巻市環境美化の促進に関する条例	<a href="https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrMjF01/init?jctcd=8A7A20E9FC">https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrMjF01/init?jctcd=8A7A20E9FC</a>
秋田県	秋田市	秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例	<a href="https://www.city.akita.akita.jp/city/gn/dc/reiki/reiki_honbun/c302RG00001030.html">https://www.city.akita.akita.jp/city/gn/dc/reiki/reiki_honbun/c302RG00001030.html</a>
福島県	郡山市	郡山市建築物等における物品の堆積による不良な状態の適正化に関する条例	<a href="https://www1.g-reiki.net/koriyama/reiki_honbun/c504RG00000930.html">https://www1.g-reiki.net/koriyama/reiki_honbun/c504RG00000930.html</a>
福島県	広野町	広野町環境基本条例、広野町環境美化条例	-
茨城県	筑西市	筑西市きれいなまちづくり条例	-
茨城県	小美玉市	小美玉市環境美化条例	<a href="https://www.city.omitama.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r357RG00000433.html">https://www.city.omitama.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r357RG00000433.html</a>
栃木県	宇都宮市	宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例	-
栃木県	佐野市	佐野市建築物等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例	-

栃木県	小山市	小山市環境美化条例	<a href="https://www.city.oyama.tochigi.jp/kurashi/gomi-seikatsu/kankyohozen/page007834.html">https://www.city.oyama.tochigi.jp/kurashi/gomi-seikatsu/kankyohozen/page007834.html</a>
群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市まちをきれいにする条例	-
群馬県	下仁田町	下仁田町環境美化に関する条例	<a href="http://www.town.shimonita.lg.jp">http://www.town.shimonita.lg.jp</a>
群馬県	明和町	明和町生活環境の保全に関する条例	-
埼玉県	三芳町	三芳町特定居住物件の環境の改善に関する条例	<a href="https://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/life/gomi/2020-0701-0913-31.html">https://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/life/gomi/2020-0701-0913-31.html</a>
埼玉県	入間市	入間市生活環境の保全に関する指導要綱	<a href="https://www.city.iruma.saitama.jp/soshiki/sekatsukankyoka/kankyo_hozen/index.html">https://www.city.iruma.saitama.jp/soshiki/sekatsukankyoka/kankyo_hozen/index.html</a>
埼玉県	八潮市	八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例	<a href="https://www.city.yashio.lg.jp/shisei/machizukuri/akiyataisakusuisin/suishin.html">https://www.city.yashio.lg.jp/shisei/machizukuri/akiyataisakusuisin/suishin.html</a>
埼玉県	小川町	小川町環境保全条例	-
埼玉県	草加市	草加市家屋及び土地の適正管理に関する条例	<a href="https://www1.g-reiki.net/soka/reiki_honbun/e322RG00001852.html">https://www1.g-reiki.net/soka/reiki_honbun/e322RG00001852.html</a>
千葉県	多古町	多古町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	<a href="https://www.town.tako.chiba.jp">https://www.town.tako.chiba.jp</a>
東京都	新宿区	新宿区空き家等の適正管理に関する条例	<a href="https://www.city.shinjuku.lg.jp/anzen/kikikanri01_001044.html">https://www.city.shinjuku.lg.jp/anzen/kikikanri01_001044.html</a>
東京都	品川区	品川区空家等および非空家等の適正管理に関する条例	-
東京都	大田区	清潔で美しい大田区をつくる条例	-
東京都	世田谷区	世田谷区住居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する条例	<a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/01101/4842.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/01101/4842.html</a>
東京都	中野区	中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例	<a href="https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/reiki/reiki_honbun/q600RG00002231.html">https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/reiki/reiki_honbun/q600RG00002231.html</a>
東京都	杉並区	杉並区生活安全及び環境美化に関する条例	-
東京都	荒川区	荒川区良好な生活環境の確保に関する条例	<a href="https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a024/kankyou/kankyohozen/ryoko-seikatsu.html">https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a024/kankyou/kankyohozen/ryoko-seikatsu.html</a>
東京都	練馬区	練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例	<a href="https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/akiya/jyourei.html">https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/akiya/jyourei.html</a>
東京都	足立区	足立区生活環境の保全に関する条例	<a href="https://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo-hozen/241024.html">https://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo-hozen/241024.html</a>
東京都	八王子市	八王子市住居等における物の堆積等に起因する不良な生活環境の改善に関する条例	<a href="https://www1.g-reiki.net/city.hachioji/reiki_honbun/g125RG00000739.html">https://www1.g-reiki.net/city.hachioji/reiki_honbun/g125RG00000739.html</a>
東京都	檜原村	檜原村環境保全条例	-
神奈川県	横浜市	横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例	<a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/yashiki/g-project.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/yashiki/g-project.html</a>

神奈川県	横須賀市	横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例	<a href="https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2605/hp.html">https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2605/hp.html</a>
神奈川県	鎌倉市	鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例	<a href="https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kan-hozen/gomi.html">https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kan-hozen/gomi.html</a>
富山県	高岡市	高岡市市民の手による美しいまちづくり条例	-
富山県	立山町	立山町環境美化の推進に関する条例	<a href="https://www1.g-reiki.net/tateyama/reiki_honbun/i015RG00000320.html">https://www1.g-reiki.net/tateyama/reiki_honbun/i015RG00000320.html</a>
石川県	七尾市	七尾市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例	-
長野県	安曇野市	安曇野市廃棄物の適正処理等及び生活環境の保全に関する条例	-
長野県	朝日村	朝日村建築物等における不良な生活環境の解消に関する条例	-
長野県	池田町	池田町環境美化条例	-
長野県	小布施町	小布施町廃棄物等による不良状態を解消する条例/小布施町廃棄物の不法投棄の防止に関する条例等	-
岐阜県	岐南町	岐南町生活環境の保全に関する条例	-
岐阜県	揖斐川町	揖斐川町美しいまちづくり条例	<a href="https://www.town.ibigawa.lg.jp">https://www.town.ibigawa.lg.jp</a>
岐阜県	池田町	池田町美しいまちづくり条例	-
岐阜県	北方町	北方町生活環境の保全に関する条例	-
岐阜県	坂祝町	坂祝町環境保全条例/坂祝町空き家等の適正管理に関する条例	-
静岡県	三島市	三島市快適な空間を保全するための公共施設における喫煙の防止等に関する条例	-
静岡県	磐田市	磐田市迷惑防止条例	<a href="https://www.city.iwata.shizuoka.jp/kurashi_tetsuzuki/kankyou_hozen/kankyou/1001485.html">https://www.city.iwata.shizuoka.jp/kurashi_tetsuzuki/kankyou_hozen/kankyou/1001485.html</a>
静岡県	袋井市	袋井市建築物等における物品の堆積による不良な状態の適正化に関する条例	<a href="https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8573C7C5&amp;houcd=H429901010019&amp;no=13&amp;totalCount=24&amp;fromJsp=SrMj">https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8573C7C5&amp;houcd=H429901010019&amp;no=13&amp;totalCount=24&amp;fromJsp=SrMj</a>
静岡県	静岡市	静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例	<a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/gomi/s000790.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/gomi/s000790.html</a>
静岡県	浜松市	浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例	<a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kankyou/furyounaseikatsu.html">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kankyou/furyounaseikatsu.html</a>

愛知県	名古屋市	名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例	<a href="https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000101158.html">https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000101158.html</a>
愛知県	豊橋市	豊橋市不良な生活環境の解消に関する条例	<a href="https://www.city.toyohashi.lg.jp/50120.htm">https://www.city.toyohashi.lg.jp/50120.htm</a>
愛知県	岡崎市	岡崎市生活環境の美化の推進に関する条例/岡崎市土地、建物等の不良な状態の適正化に関する事務処理要綱/岡崎市土地、建物等の不良な状態の適正化に関する行政代執行要領	<a href="http://webhp.city.okazaki.lg.jp/reiki/reiki_honbun/i504RG00001051.html">http://webhp.city.okazaki.lg.jp/reiki/reiki_honbun/i504RG00001051.html</a>
愛知県	豊田市	豊田市不良な生活環境を解消するための条例	<a href="https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kankyou/1027048/1027060/1027078.html">https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kankyou/1027048/1027060/1027078.html</a>
愛知県	蒲郡市	蒲郡市住居等の不良な生活環境を解消するための条例	<a href="https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/kankyo/seikatsuhuryoujoureipc.html">https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/kankyo/seikatsuhuryoujoureipc.html</a>
愛知県	小牧市	小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例	-
愛知県	稲沢市	稲沢市快適で住みよいまちづくり条例	-
三重県	松阪市	松阪市住居等における不良な生活環境の解消に関する条例	<a href="https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/99/mg_hukushi.html">https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/99/mg_hukushi.html</a>
三重県	南伊勢町	南伊勢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 南伊勢町空家等の適正管理に関する条例	清掃条例： <a href="https://www.town.minamiise.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r330RG00000363.html">https://www.town.minamiise.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r330RG00000363.html</a> 空家条例： <a href="https://www.town.minamiise.lg.jp/admin/shoshiki/kankyou/seikatsu/kanrihuzen/2817.html">https://www.town.minamiise.lg.jp/admin/shoshiki/kankyou/seikatsu/kanrihuzen/2817.html</a>
京都府	京都市	京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例	<a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000278/278733/jourei.pdf">https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000278/278733/jourei.pdf</a>
大阪府	羽曳野市	羽曳野市環境美化条例	<a href="https://www.city.habikino.lg.jp/section/reikishu/reiki_honbun/k224RG00000519.html">https://www.city.habikino.lg.jp/section/reikishu/reiki_honbun/k224RG00000519.html</a>
大阪府	茨木市	茨木市住居における物品の堆積による不良な状態を解消するための支援連絡会設置要綱	<a href="https://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/20/0504ibarakishishienrenrakukaisechiyoukou.pdf">https://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/20/0504ibarakishishienrenrakukaisechiyoukou.pdf</a>
大阪府	泉佐野市	泉佐野市建築物等における不良な生活環境の解消に関する条例	<a href="https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/kankyo/menu/news/8545.html">https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/kankyo/menu/news/8545.html</a>
大阪府	大阪市	大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000511345.html">https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000511345.html</a>
大阪府	岬町	岬町環境の美化に関する条例	<a href="http://www.town.misaki.osaka.jp/reiki_int/reiki_taikei/r_taikei_03_02.html">http://www.town.misaki.osaka.jp/reiki_int/reiki_taikei/r_taikei_03_02.html</a>
兵庫県	神戸市	神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例	<a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a84526/kurashi/recycle/gomi/shisaku/gomiyashiki-taisaku.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a84526/kurashi/recycle/gomi/shisaku/gomiyashiki-taisaku.html</a>

兵庫県	加東市	加東市良好な環境の保全に関する条例	<a href="https://www.city.kato.lg.jp/section/reiki/reiki_honbun/r315RG00000418.html">https://www.city.kato.lg.jp/section/reiki/reiki_honbun/r315RG00000418.html</a>
和歌山県	紀の川市	紀の川市環境保全条例	-
和歌山県	すさみ町	すさみ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	-
岡山県	総社市	総社市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	-
徳島県	上板町	上板町環境美化の推進に関する条例	<a href="https://www.townkamiita.jp/reiki_int/reiki_honbun/o028RG00000317.html">https://www.townkamiita.jp/reiki_int/reiki_honbun/o028RG00000317.html</a>
徳島県	東みよし町	東みよし町空家等の適正管理に関する条例	<a href="https://www.town.higashimiyoshi.lg.jp/reiki/reiki_honbun/r259RG00000566.html">https://www.town.higashimiyoshi.lg.jp/reiki/reiki_honbun/r259RG00000566.html</a>
香川県	三豊市	三豊市環境美化条例	-
福岡県	田川市	人に優しくうつくしいまちづくり条例	<a href="https://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/kiiji0031809/3_1809_1_up_R50H2DE1.pdf">https://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/kiiji0031809/3_1809_1_up_R50H2DE1.pdf</a>
福岡県	八女市	八女市環境保護条例	<a href="https://www.city.yame.fukuoka.jp/section/reiki/reiki_honbun/q012RG00000283.html">https://www.city.yame.fukuoka.jp/section/reiki/reiki_honbun/q012RG00000283.html</a>
福岡県	芦屋町	芦屋町環境美化条例	<a href="https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A9160EC6D&amp;houcd=H502901010014&amp;no=5&amp;totalCount=8&amp;fromJsp=SrMj">https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A9160EC6D&amp;houcd=H502901010014&amp;no=5&amp;totalCount=8&amp;fromJsp=SrMj</a>
福岡県	岡垣町	岡垣町生活環境の保全に関する条例	<a href="https://www.town.okagaki.lg.jp/s003/060/070/20150403120954.html">https://www.town.okagaki.lg.jp/s003/060/070/20150403120954.html</a>
佐賀県	嬉野市	嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例	<a href="https://www1.g-reiki.net/city.ureshino/reiki_honbun/r277RG00000334.html">https://www1.g-reiki.net/city.ureshino/reiki_honbun/r277RG00000334.html</a>
熊本県	和水町	環境美化条例	-
熊本県	大津町	大津町美しい町づくり条例	-
熊本県	南小国町	南小国町環境美化条例	<a href="https://www.town.minamioguni.lg.jp/">https://www.town.minamioguni.lg.jp/</a>
宮崎県	小林市	小林市さわやか収集実施要綱	<a href="http://tweb.city.kobayashi.lg.jp/reiki/reiki_honbun/r346RG00001407.html">http://tweb.city.kobayashi.lg.jp/reiki/reiki_honbun/r346RG00001407.html</a>
沖縄県	宜野座村	宜野座村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例	<a href="http://www.vill.ginoza.okinawa.jp/">http://www.vill.ginoza.okinawa.jp/</a>

## (参考) ごみ屋敷に関する廃棄物該当性の判断事例

ごみ屋敷条例上の手続き・判断等に関わらず、ごみ屋敷の堆積物について廃棄物の処理及び清掃に関する法律における廃棄物に該当するか否かの判断した事例があるか確認したところ、68市区町村から「あり」と回答があり、102事例の回答があった(図1)。

図1及び表1のとおり、廃棄物該当性の判断結果は、廃棄物と判断された事例が92件(90.2%)、有価物と判断された事例が10件(9.8%)と、廃棄物と判断された事例が多い結果であった。

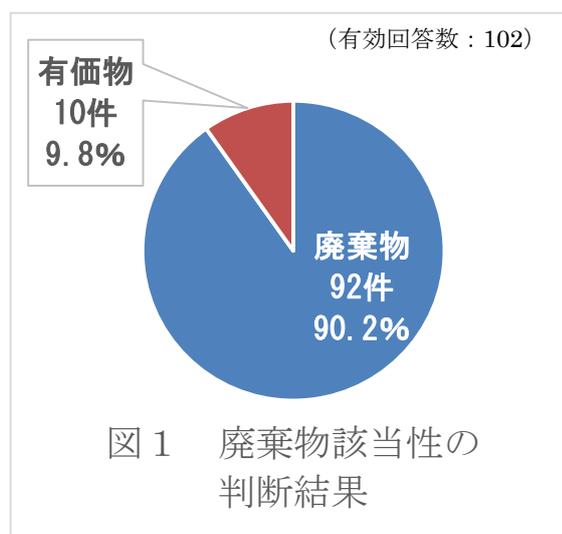
図2のとおり、廃棄物と判断された事例については、主に「物の性状」、「排出の状況」、「占有者の意思」が判断に与える影響が大きい項目となっており、特に「占有者の意思」が最終的な判断において最も重視される要素となっている。

図3のとおり、有価物と判断された事例については、主に「物の性状」、「占有者の意思」が判断に与える影響が大きい項目となっており、最終的な判断において、最も重視される要素については事例が少なく、各要素について最も重視されるとまではいえない。

代表的な個別事例の詳細については、表2に記す。

表1 廃棄物該当性判断結果

項目	件数	割合
廃棄物	92	90.2%
有価物	10	9.8%
計	102	100%



各事例における判断結果については、環境省がその詳細を把握した上で妥当性を確認したのではない。廃棄物該当性の判断は個別の事案ごとに判断していくものであり、本参考のごみ屋敷に関する廃棄物該当性の判断事例は、その判断に当たっての参考材料となることを目的として作成したものである。

廃棄物該当性の判断については、「行政処分の指針について」(令和3年4月14日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)において、「その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること」としている。

ア 物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。実際の判断に当たっては、生活環境の保全に係る関連基準（例えば土壌の汚染に係る環境基準等）を満足すること、その性状について J I S 規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合はこれに適合していること、十分な品質管理がなされていること等の確認が必要であること。

イ 排出の状況

排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

ウ 通常の取扱い形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

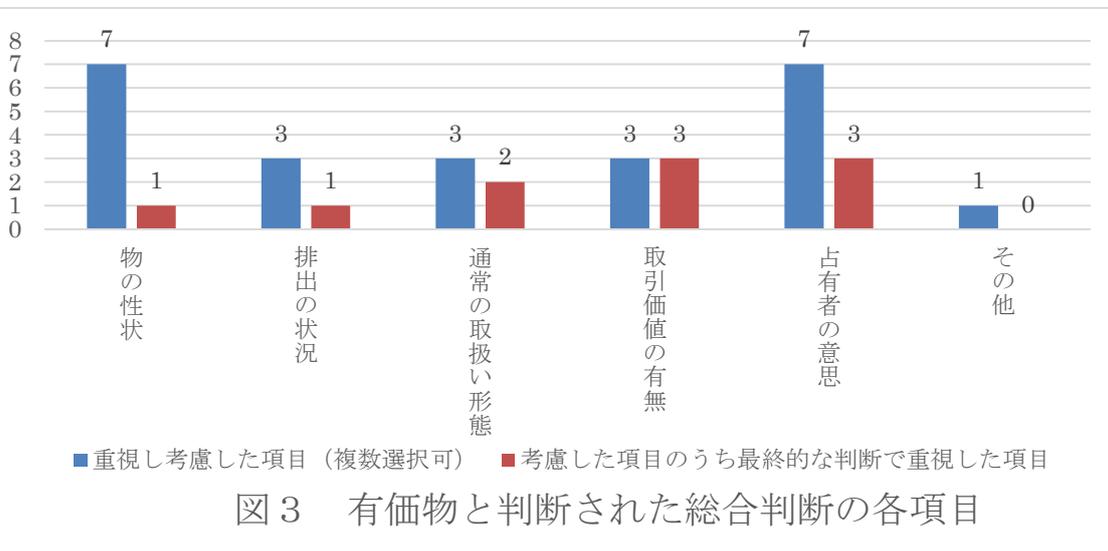
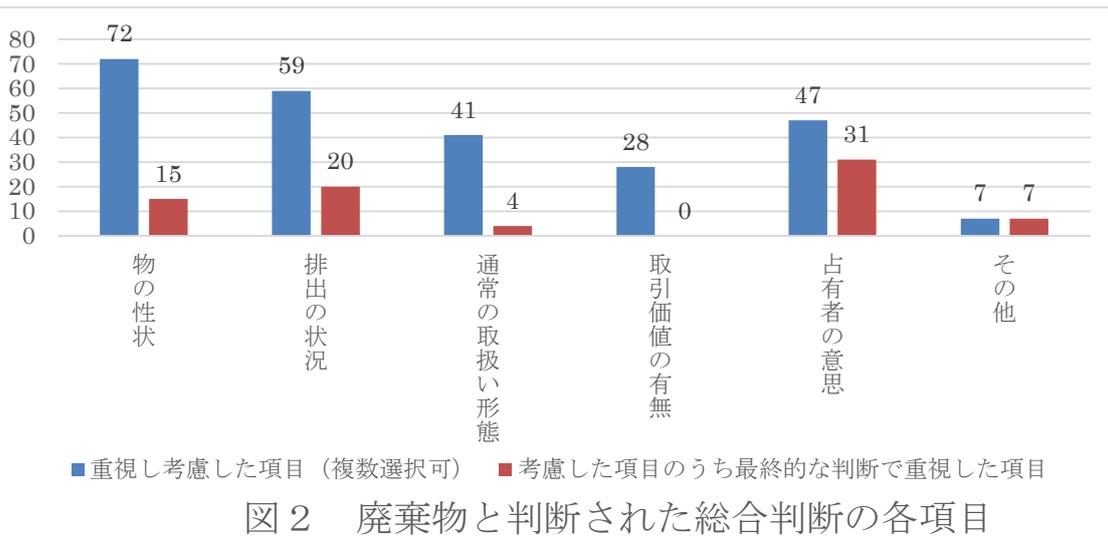
エ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の方に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

オ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分が認められないこと。したがって、単に占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記アからエまでの各種判断要素の基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合、又は主として廃棄物の脱法的な処理を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されること。

「行政処分の指針について」（令和3年4月14日付け環循規発第2104141号  
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知） p.4-5



## 表 2 廃棄物に該当するかの判断事例

### ①廃棄物と判断された事例

#### 事例 1

具体的な事例	町内の複数のごみ集積所に置かれていた一般家庭等から排出された廃棄物を自宅に繰り返し持ち帰り、自宅建物内及び敷地内に大量に山積した状態で放置していた。持ち帰っていた廃棄物の多くは食器や着物等であり、建物内は天井まで積み上げられ、敷地内も広範囲に山積みとなっていた。自宅の貸主から退去を求められ、建物内及び敷地のごみについても撤去を求められており、町からも撤去するよう指導したが、本人は「有価物」であり財産である旨を主張していた。自宅の取り壊しが決まり、本人が町営住宅に入居することとなったため、敷地内のごみに関しては町の職員も協力し処分した。建物内については、建物の倒壊をごみで防いでいる箇所がみられたため、安全性を考慮し処分せず、建物の取り壊しの際に合わせて処分することとした。					
廃棄物該当性の判断を行った理由	支援を行うにあたり、堆積物が廃棄物処理法上の廃棄物に該当するか確認を行う必要があるため					
重視し考慮した項目	物の性状	○	排出の状況	○	通常の手扱い形態	○
	取引価値の有無	○	占有者の意思			
考慮した項目のうち最終的な判断で重視した項目	・排出の状況 堆積物のほとんどが食器類又は着物類であり、衣装ケース等に入っていたものの屋外に放置されていたため					
特記事項	—					

#### 事例 2

具体的な事例	自宅敷地内の屋外に食品等を放置しており、飛散しているとの通報があり確認したところ、日用品や食品等をそのまま放置していた。放置している物品について、当人は利用予定のある「有価物」である旨を主張していた。飛散の防止や撤去、適切な保管をするよう求めたが健康面の問題もあるため作業困難で改善がみられない状況					
廃棄物該当性の判断を行った理由	改善されず健康面の問題を考慮したうえで排出の支援を行うにあたり、堆積物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の廃棄物に該当するか確認を行う必要があるため					
重視し考慮した項目	物の性状	○	排出の状況	○	通常の手扱い形態	
	取引価値の有無		占有者の意思		その他	
考慮した項目のうち最終的な判断で重視した項目	・物の性状 飛散や害虫発生等の生活環境保全上の支障が発生するため					
特記事項	環境担当による指導の結果、屋外に放置した物品について「廃棄物」と認めため、環境担当による堆積物の撤去支援を行った。ただし、再発の可能性が高いため定期的に現場確認を実施している。					

### 事例3

具体的な事例	<p>市民からの悪臭や景観の悪化に関する通報により認知。定期的なパトロール及び所有者へ撤去指導を行っている。本人に収集癖があり、近隣のごみ集積所等から集めた廃棄物や日常の生活ごみを捨てられず、長年に渡りため込んだ結果、敷地外道路部分に越境するほどに堆積及び放置。</p> <p>本人は指導に対して従う姿勢を見せ、少量ずつではあるが撤去処分を継続しているものの、現在も家屋及び敷地内には廃棄物が堆積されたままとなっている。道路を不法に占有していた廃棄物については全量撤去されたことを確認。</p>					
廃棄物該当性の判断を行った理由	堆積物の撤去及び適正処理を求める指導を行うにあたって、堆積物が廃棄物処理法上の廃棄物に該当するか確認を行う必要があるため					
重視し考慮した項目	物の性状	○	排出の状況		通常の手扱い形態	
	取引価値の有無		占有者の意思	○	その他	
考慮した項目のうち最終的な判断で重視した項目	・占有者の意思 所有者本人からの聞き取りにより、廃棄物であると認めているため					
特記事項	—					

### 事例4

具体的な事例	<p>日常生活において発生した廃棄物について、ごみ集積所等へ排出しないため、自宅敷地内が廃棄物等でほぼ埋め尽くされている状態である。また、廃棄物が市道へはみ出し、悪臭の発生など、近隣住民の生活にも影響を及ぼしている状態である。</p> <p>本人に対しては、廃棄物の排出等の片づけについて指導を重ねてきた。本人は廃棄物を排出する意思を示していたが、1年以上にわたって放置されている状態が続いている。</p>					
廃棄物該当性の判断を行った理由	廃棄物が市道へはみ出し、付近の通行に影響が及ぶなど、近隣の環境衛生について、複数の住民から相談を受けてきた。市が所有する道路部分において廃棄物を撤去するため、廃棄物処理法上の廃棄物に該当するか確認を行う必要があるため					
重視し考慮した項目	物の性状	○	排出の状況		通常の手扱い形態	○
	取引価値の有無	○	占有者の意思	○	その他	
考慮した項目のうち最終的な判断で重視した項目	・通常の手扱い形態 使用済みの食品トレイ、空き缶、紙くずなど、通常の手扱い形態により、廃棄物と判断すべきものが多く占めたため					
特記事項	—					

### 事例5

具体的な事例	<p>「自宅（借家）にごみを溜め込んでいる人がおり、その量がどんどん増えている」との相談を受け、原因者に対して期日を提示した上でごみの処分を依頼したが、期日までにごみの処分は行われず、その後も複数回にわたり、ごみの処分を依頼するも改善がみられない状況にある。</p> <p>本件に起因して強風や猫によるごみの飛散等に対する苦情や火災等を懸念する声が現場周辺の住民から数多く寄せられており実効性のある対応を強く求められている。</p> <p>なお、原因者の配偶者はごみを処分することの必要性は理解しているものの、原因者本人の協力が得られず、ごみの処分が行われていない状況にある。</p>					
廃棄物該当性の判断を行った理由	環境美化推進条例に基づき勧告を行うに当たって堆積物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の廃棄物に該当するか確認を行う必要があるため					
重視し考慮した項目	物の性状	○	排出の状況	○	通常の取扱い形態	○
	取引価値の有無	○	占有者の意思	○	その他	
考慮した項目のうち最終的な判断で重視した項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 占有者の意思</li> </ul> <p>原因者の配偶者はごみを処分することの必要性は理解しているものの、原因者本人の協力が得られず、ごみの処分が行われていない状況にあるため</p>					
特記事項	市から、原因者に対しごみ処理の支援として具体的な処理方法等を伝えてあり、今後、対応が無い場合は建物の所有者に対し現況の写真及び文書を送付する予定である。					

### 事例6

具体的な事例	<p>便利屋を営む事業者が、一般家庭から排出された廃棄物を無許可で収集、運搬し、自宅敷地内へ大量に山積みし、それを1年以上放置していたもの。放置された廃棄物は数百トンにおよび、悪臭や害虫の発生、ごみの飛散等、周辺環境保全上の支障をきたしていた。これについて、原因者へ廃棄物の除去するよう繰り返し求めたが、対応がされなかったことから、廃棄物処理法第19条の4第1項に基づく措置命令を行った。しかし、履行の期限内に除去することもなく、その後の除去の見込みもなかったことから、行政代執行により、当該廃棄物の除去を行った。</p>					
廃棄物該当性の判断を行った理由	周辺環境の保全のため、当該廃棄物の除去について指導及び命令するにあたり、堆積物が廃棄物処理法上の廃棄物に該当するか確認を行う必要があるため					
重視し考慮した項目	物の性状	○	排出の状況	○	通常の取扱い形態	
	取引価値の有無		占有者の意思	○	その他	
考慮した項目のうち最終的な判断で重視した項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出の状況</li> </ul> <p>一般家庭が廃棄物と認識し事業者へ引取りを依頼したのか 事業者が廃棄物と認識して一般家庭から引取りを受託したのか</p>					
特記事項	—					

②有価物と判断された事例

事例

<p>具体的な事例</p>	<p>古物の許可を持っている人物が、物品の収集を行っていたが、管理状況が悪く、住居としている敷地にも、物品があふれている状況であった。複数回にわたり、整頓や撤去の指導を行ったところ、随時対応していたが、全体状況としては変化がなかった。直接ヒアリングを実施したところ、収集物品は有価物であり、現在の保管状況も、保管コストと経営理念に基づくものだ。とのことであった。各物品について具体的な排出ルート計画があったため、一応有価物と判断し、以後、事業所の環境が悪いとの観点より、整理の指導を行っている。</p>					
<p>廃棄物該当性の判断を行った理由</p>	<p>古物の免許を持っていたこともあり、廃棄物か有価物化の判断を行い対応する必要があったため</p>					
<p>重視し考慮した項目</p>	<p>物の性状</p>	<p>○</p>	<p>排出の状況</p>		<p>通常の取扱い形態</p>	
	<p>取引価値の有無</p>	<p>○</p>	<p>占有者の意思</p>	<p>○</p>	<p>その他</p>	<p>○</p>
<p>考慮した項目のうち最終的な判断で重視した項目</p>	<p>・取引価値の有無 廃棄物に見える物品についても、取引ルートを示したこと</p>					
<p>特記事項</p>	<p>事業所の健全性という面から指導できる部署がない状況であり、有価物であったとしても、対応できる制度構築が必要だと思われる。</p>					